YOSHINOGARI-TOWN

吉野ヶ里町
こども計画

令和７年３月

佐　賀　県

吉野ヶ里町

もくじ

第１章　計画の策定にあたって 2
１．計画の背景・主旨 2
２．計画の位置づけ 3
３．計画の対象 4
４．他の計画との関係 5
５．計画の期間 5
第２章　こども・若者や子育て家庭を取り巻く環境 6
１．統計からみる現状 6
２．アンケート調査からみる現状 11
３．吉野ヶ里町のこどもを取り巻く課題 24
第３章　施策の評価 25
第４章　計画の基本的な方針 26
１．基本的な視点 26
２．基本理念 27
３．計画の基本目標 28
４．計画の体系 29
第５章　基本施策と施策の展開 30
第６章　子ども・子育て支援事業計画 75
１．教育・保育の提供区域の設定 75
２．将来のこども人口 75
３．教育・保育の見込み量と提供体制確保の方針 76
４．地域子ども・子育て支援事業 78
５．放課後児童対策（「新・放課後子ども総合プラン」）に基づく計画 88
第７章　計画の推進・点検体制について 91
１．住民参画の推進 91
２．地域組織との連携強化 91
３．行政各部門との連携 91
４．計画の点検体制 92
資料編 93
１．吉野ヶ里町子ども・子育て会議条例 93
２．吉野ヶ里町子ども・子育て会議委員名簿 95
３．策定経過 96

YOSHINOGARI-TOWN

吉野ヶ里町
こども計画

第１章　計画の策定にあたって

１．計画の背景・主旨

わが国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や平成 24 年に制定された「子ども・子育て３法」に基づく、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取組を展開してきました。さらに、平成 27 年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況のなか、吉野ヶ里町においても平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「吉野ヶ里町次世代支援行動計画」と「吉野ヶ里町子ども・子育て支援事業計画」を含む「吉野ヶ里町子育て支援プラン」を２期にわたって策定し、その計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかからない状況は、全国的な課題となっていることに加え、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうしたなかで、令和５年４月１日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしたものとなっています。同年 12 月 22 日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「吉野ヶ里町こども計画」（以下「本計画」という。）は、本町の実情をふまえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するためのものとして、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を含め、こども・若者に関する計画を一体的に策定するものです。

２．計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項に定める「市町村こども計画」であり、本町におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、こども基本法第 10 条第 5 項に定められているように、次のこども施策に関連する計画を含むものとします。

- **子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」**
- **こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」**
- **次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」**
- **子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」**

■「こども基本法」抜粋

（都道府県こども計画等）

第十条　都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3　都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5　市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

３．計画の対象

本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法をふまえ「心身の発達の過程にある者」を表します。また、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとし、特に「子ども・子育て支援法」における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の対象となる者は「子ども」と表記します。「若者」については、その対象を思春期から青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者とします。「青少年」については、乳幼児期から青年期までの者とします。本計画では、こども・若者、そして子育て当事者を対象としています。

0～5歳	6～12歳	13～17歳	18～29歳
乳幼児期	学童期	思春期	青年期
こども			
			若者
青少年			

■「こども基本法」抜粋

（定義）
第二条　この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
２　この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
一　新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
二　子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
三　家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

４．他の計画との関係

本計画は、「吉野ヶ里町総合計画」や「吉野ヶ里町地域福祉計画」など、関係する計画との整合・連携を図るとともに、国の「こども大綱」、県の「こども計画」をふまえて策定します。

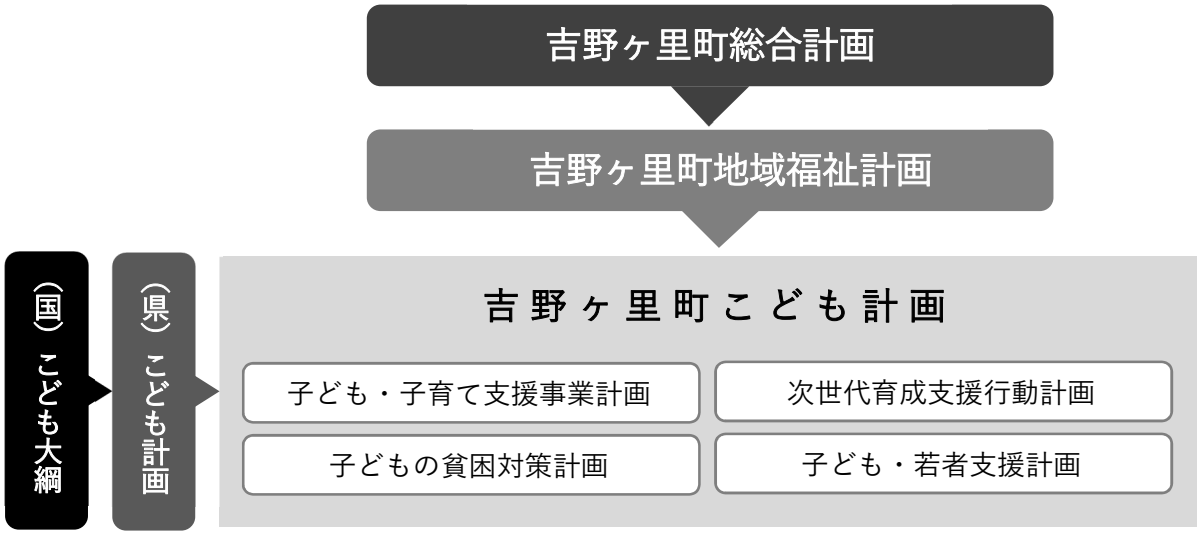

５．計画の期間

本計画の計画期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。

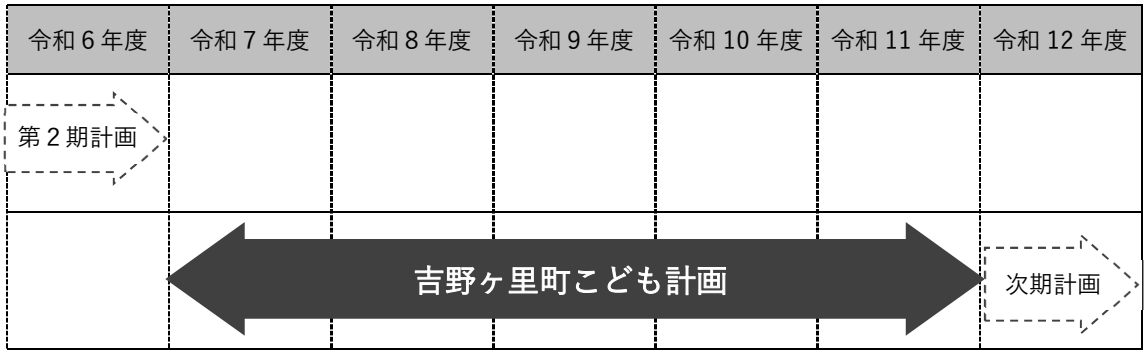

第２章　こども・若者や子育て家庭を取り巻く環境

１．統計からみる現状

（１）人口・世帯数の推移

▶本町の人口は平成 27 年まで増加し、令和 2 年で減少傾向にあります。

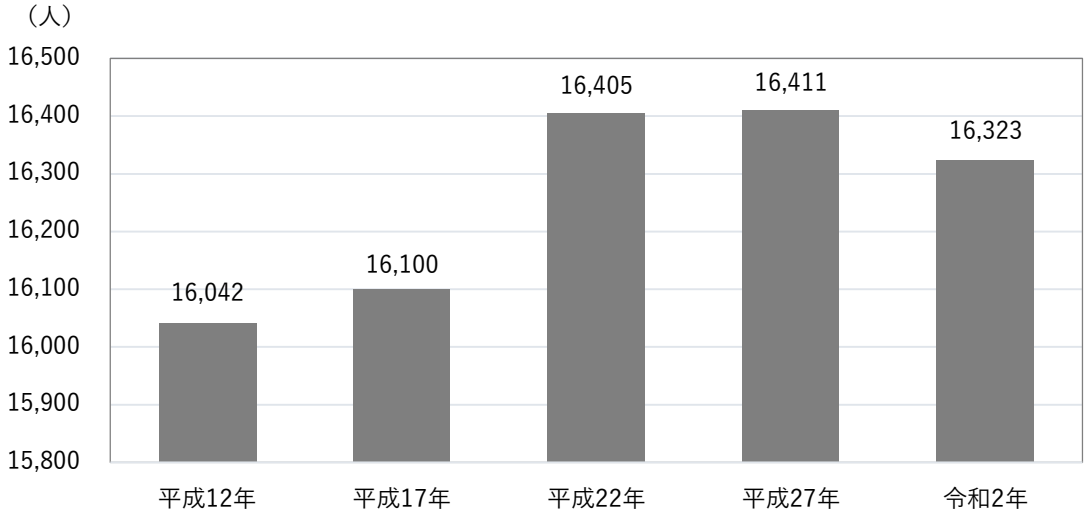

資料：国勢調査

（２）年齢区分別人口の推移

▶年齢 3 区分別では、年少人口（0 ～14 歳）の構成比はわずかに減少し、老年人口（65 歳以上）の構成比は増加が続いており、高齢化が進んでいることがうかがえます。

▶佐賀県の年齢構成比と比較してみると、年少人口構成は、各年次とも本町の構成比が高く、令和 2 年では、1.4 ポイント高くなっています。

区分	単位	年齢区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
吉野ヶ里町	実数（人）	0～14歳	2,630	2,628	2,506	2,430
		15～64歳	10,449	10,479	10,051	9,759
		65歳以上	3,021	3,256	3,599	3,970
		計	16,100	16,405	16,411	16,323
	構成比（%）	0～14歳	16.3	16.1	15.5	15.0
		15～64歳	64.9	64.0	62.2	60.4
		65歳以上	18.8	19.9	22.3	24.6
		計	100.0	100.0	100.0	100.0
佐賀県	実数（人）	0～14歳	131,969	123,447	116,122	108,241
		15～64歳	537,864	515,206	483,019	443,579
		65歳以上	196,108	208,096	229,335	246,061
		計	865,941	849,788	832,832	811,442
	構成比（%）	0～14歳	15.2	14.6	14.0	13.6
		15～64歳	62.1	60.8	58.3	55.6
		65歳以上	22.6	24.6	27.7	30.8
		計	100.0	100.0	100.0	100.0

※平成 22 年、平成 27 年、令和 2 年人口の計には年齢不詳を含む。
※構成比については年齢不詳を除いて算出。

資料：国勢調査

（3）出生等の状況

▶本町の合計特殊出生率は、希望出生率（※）の 1.8 を下回っているものの、平成 25～29 年から、国や県の数値が下降傾向のなか、上昇傾向にあることがわかります。

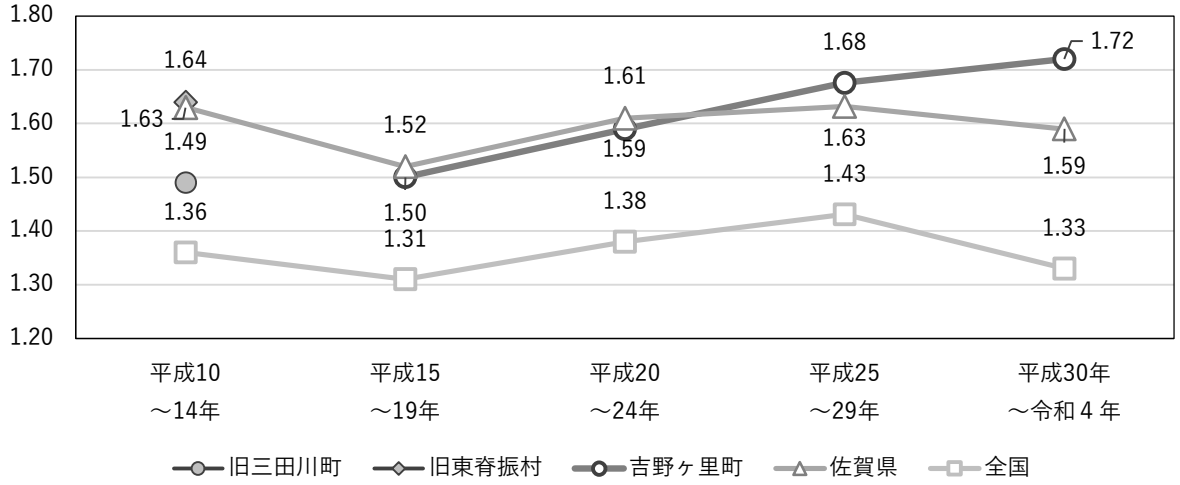

資料：人口動態統計特殊報告

※希望出生率：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」をもとに算出された若い世代の希望に沿った出生率

（4）こども・若者の推移

▶本計画の対象となるこども・若者の人口の推移としては、大きな変動はなく、わずかな減少にとどまっています。

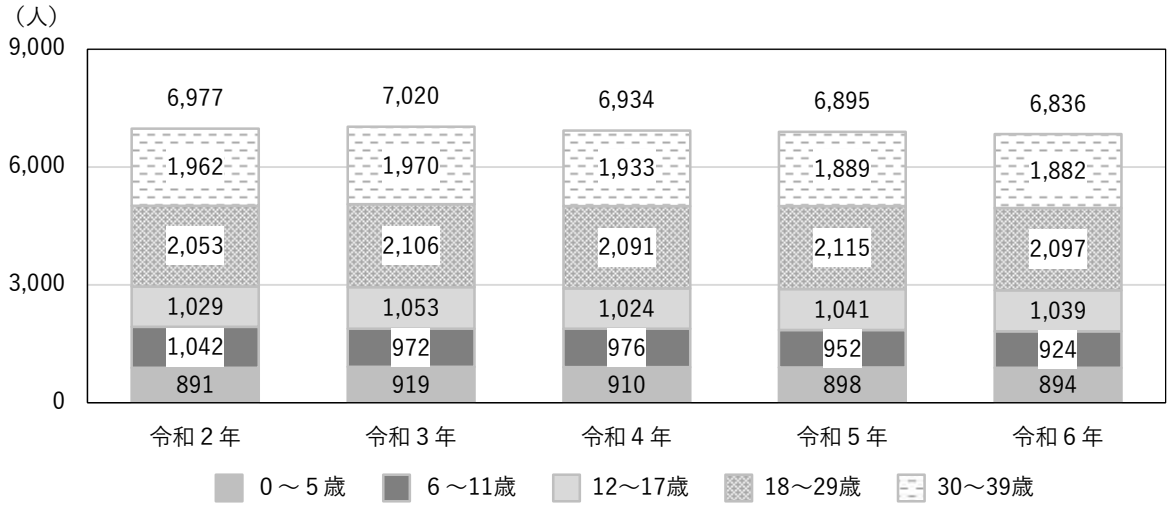

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（5）世帯の状況

▶世帯の状況をみると、6歳未満のこどものいる一般世帯は10.9%、6歳未満はいないが18歳未満のこどものいる一般世帯は15.1%で、いずれも全国水準・佐賀県水準を上回っており、こどもがいる世帯の割合が多いことがわかります。

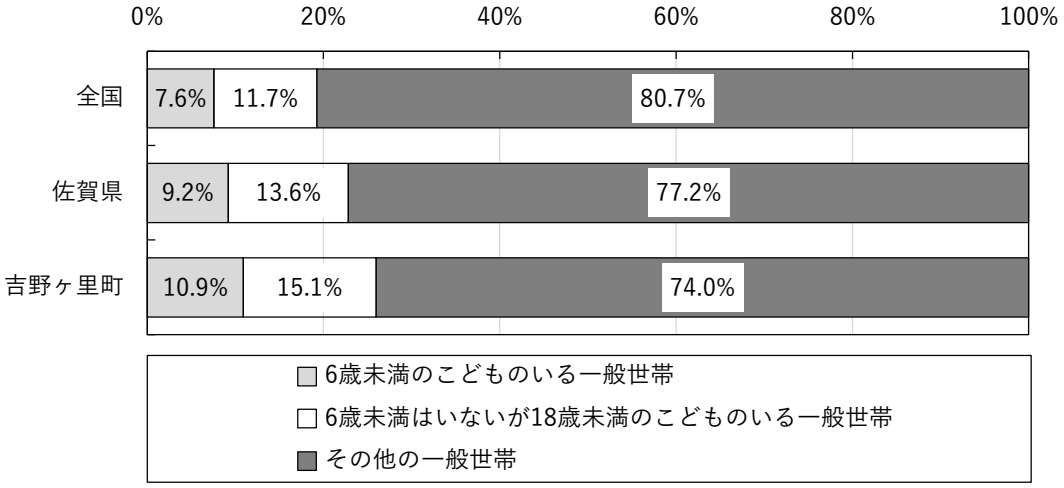

資料：国勢調査（令和2年）

▶6歳未満のこどものいる世帯は664世帯であり、85.1%が核家族となっています。またそのうち3世代世帯が14.9%、ひとり親世帯が6.3%であることがわかります。

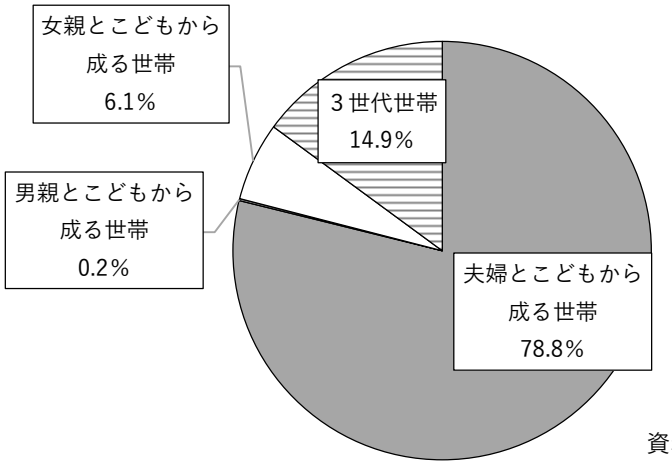

資料：国勢調査（令和2年）

	世帯数（世帯）	世帯人員（人）	6歳未満人員（人）
一般世帯	6,084	15,611	888
6歳未満のこどもがいる世帯	664	2,769	888
核家族	559	2,156	747
夫婦とこどもから成る世帯	518	2,028	692
男親とこどもから成る世帯	1	2	1
女親とこどもから成る世帯	40	126	54
3世代世帯	98	578	132

（6）ひとり親世帯の推移

▶ひとり親世帯の推移をみると、平成 22 年以降減少傾向にあることがわかります。

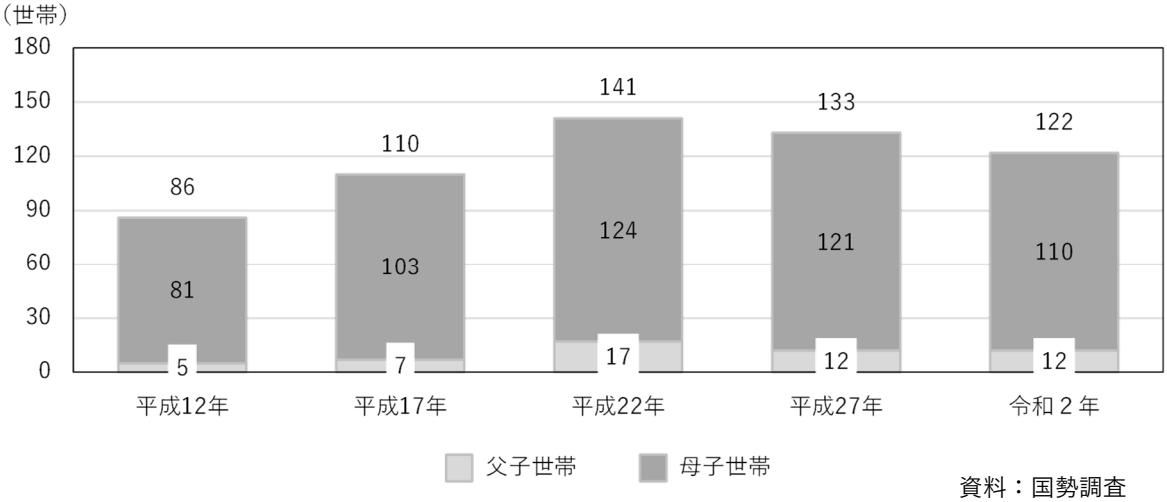

資料：国勢調査

（7）就労状況

▶女性の就労状況について年代別就業率をみると、M字曲線（就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するためグラフが M 字に落ち込む現象）をたどらず、平成 27 年では最も低かった 30～34 歳の就業率が上昇し、50 歳代まで一定した就労状況にあり、多くの年代において女性の就労状況が増加傾向にあることがわかります。

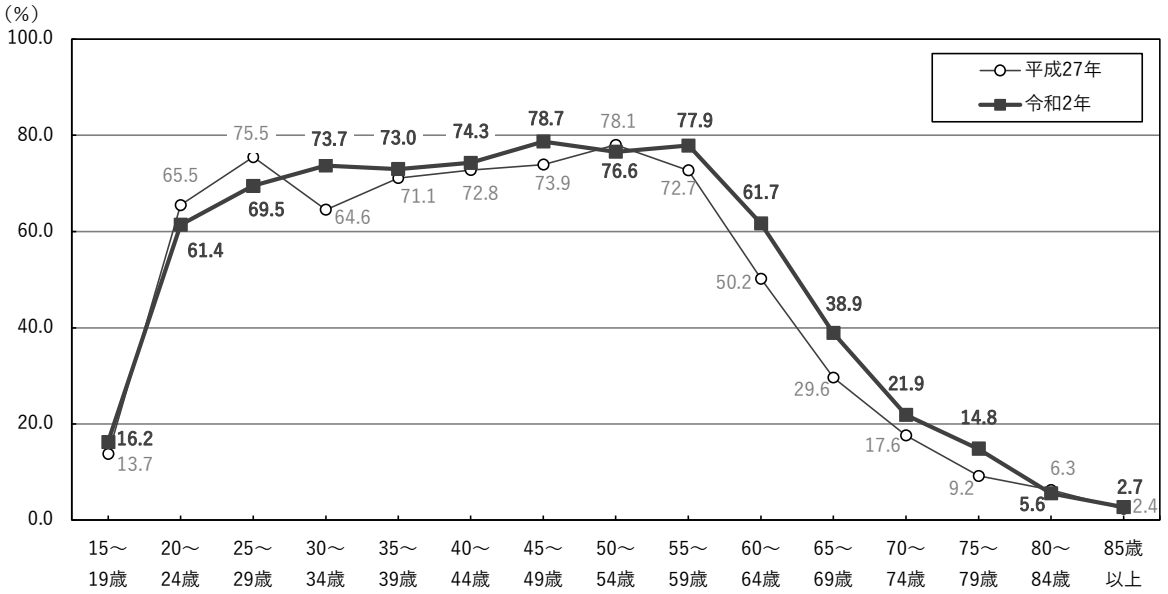

資料：国勢調査

（8）無職者の状況

▶若年無職者（15～39 歳）の推移をみると、平成 22 年から増加傾向にあり、国や県よりも高い割合であることがわかります。

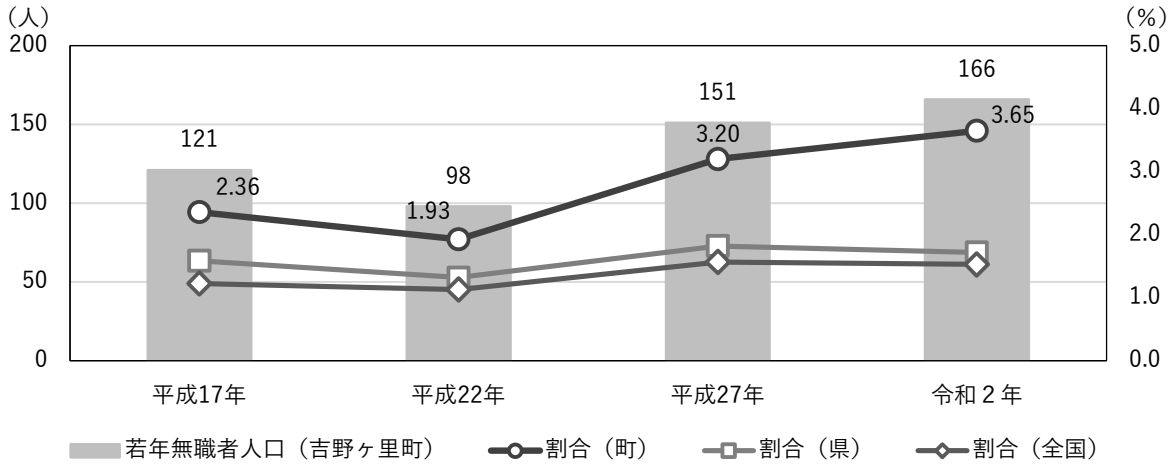

資料：国勢調査

※割合は 15～39 歳の無職者が 15～39 歳の総数に占める割合

無職者＝非労働力人口から家事、通学者を引いた値

2．アンケート調査からみる現状

（1）調査の目的と概要

本計画策定の基礎資料として、各種サービスに対するニーズ、吉野ヶ里町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て世帯やこども・若者の生活実態、今後の要望・意見の把握に加え、こどもまんなか社会の実現に向けたこどもの意見聴取を目的に調査を実施しました。

①子ども子育て支援に関するアンケート調査

調査区分	実施方法／実施期間	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	■Web 調査 令和 6 年 2 月 7 日（水） ～2 月 26 日（月）	1,266	397	31.4％
小学生保護者	■Web 調査 令和 6 年 2 月 7 日（水） ～3 月 31 日（日）			

②こどもの生活実態調査

調査区分	実施方法／実施期間	配布数	有効回収数	有効回収率
小学 5 年生・ 中学 2 年生	■学校配布回収 令和 6 年 2 月 7 日（水） ～2 月 26 日（月）	556	360	64.7％
小学 5 年生・ 中学 2 年生の保護者				

③こども・若者の実態・意識に関するアンケート調査

調査区分	実施方法／実施期間	配布数	有効回収数	有効回収率
16～29 歳	■郵送による配布回収（Web 回答併用） 令和 6 年 2 月 8 日（木） ～2 月 26 日（月）	1,500	519	34.6％

④吉野ヶ里町こどもアンケート（こどもの意見聴取）

調査区分	実施方法／実施期間	配布数	有効回収数	有効回収率
町内すべての 小学 5 年生～ 中学 3 年生	■Web 調査 令和 6 年 7 月 10 日（水） ～7 月 21 日（日）	775	195	25.2％

（2）調査結果からみる現状

❶ 子ども子育て支援に関するアンケート調査

▼子育ての主体

就学前児童保護者に「お子さんの子育てに日常的に関わっている方（施設）」を尋ねたところ、「父母ともに」が最も高く、72.0％となりました。また、小学生保護者に「お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っている方」を尋ねたところ、「父母ともに」が最も高く、60.1％となりました。

男女共同による子育てが浸透しつつある状況がうかがえます。

就学前児童保護者

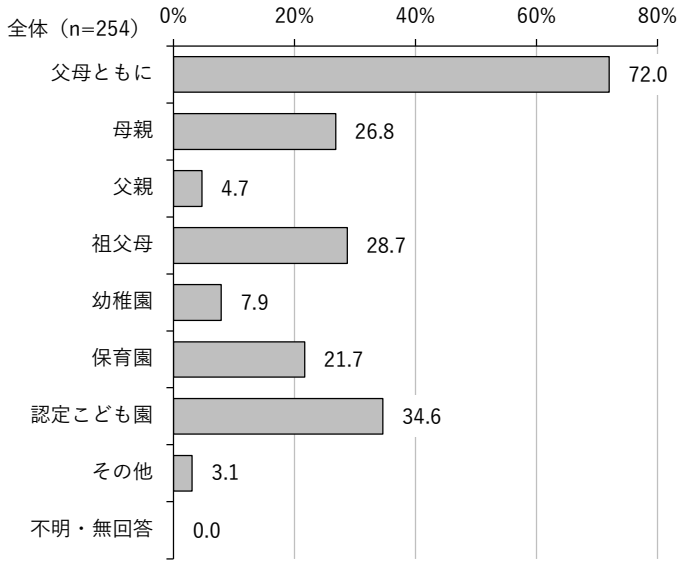

小学生保護者

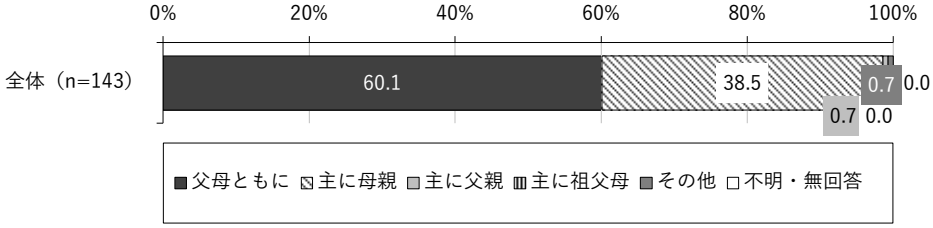

▼気軽な相談先の有無

子育てをするうえで、気軽に相談できる人（場所）があるか尋ねたところ、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも 9 割近くの割合が「いる／ある」と答えていますが、前回調査と比較すると、「いない／ない」という回答が微増していることがわかります。

就学前児童保護者

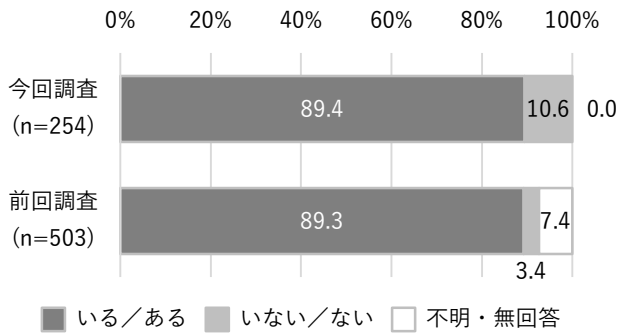

小学生保護者

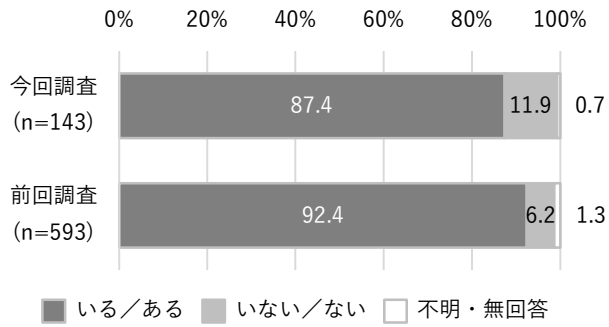

▼母親の就労状況

母親の就労状況を尋ねたところ、休業中を含め就学前児童保護者で 83.4％、小学生保護者で 84.7％がフルタイムもしくはパートタイム等で就労しており、前回調査と比較すると、フルタイム就労している母親の増加傾向がうかがえます。

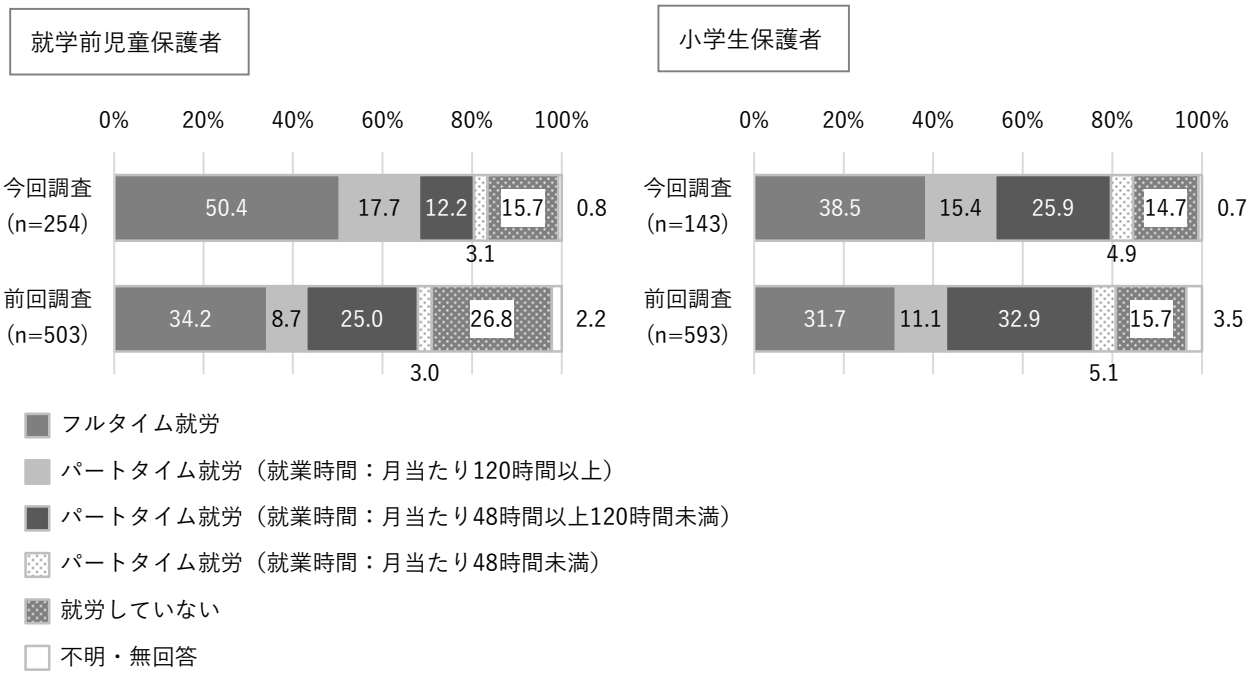

▼幼児教育・保育事業の利用状況

定期的な幼児教育・保育事業の利用状況を尋ねたところ、68.9％が「利用している」と回答しており、前回調査と比較すると、6.4 ポイント減少しています。

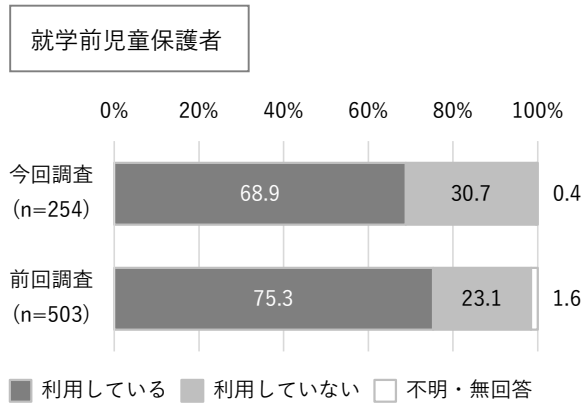

▼病児・保育の利用意向

こどもが病気の際、病児・病後児保育を利用したいか尋ねたところ、「できれば利用したい」という意向は前回調査と比較すると、23.4 ポイント増加しています。

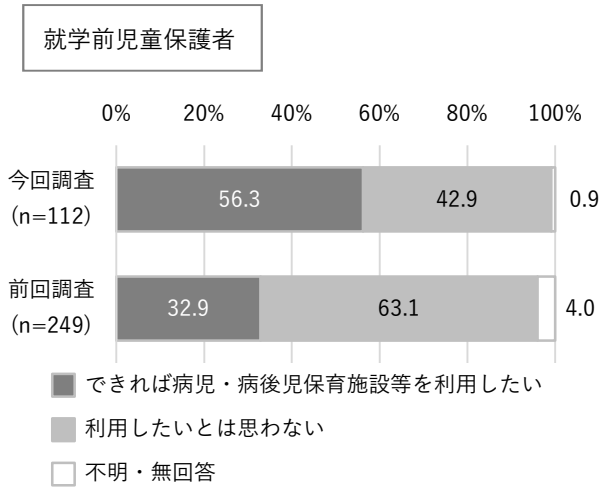

▼孤立解消のために必要だと感じること

子育てにおける、孤独・孤立感の解消のためにどのようなことがあるとよいか尋ねたところ、「育児から解放されて気分転換する時間がある」が就学前児童保護者、小学生保護者いずれも最も高くなっています。

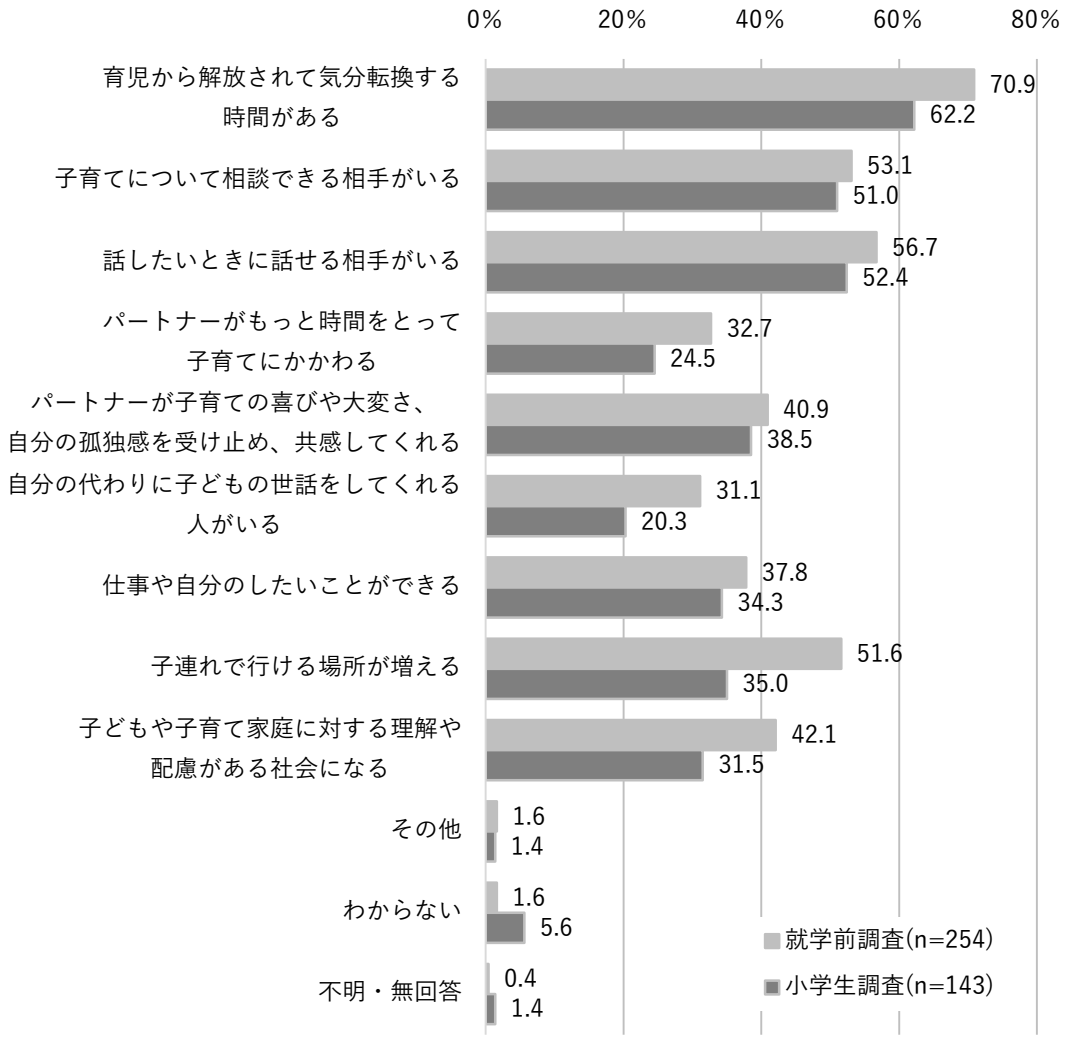

▼放課後の過ごし方について

就学前児童において、小学校就学後の希望する放課後の過ごし方を尋ねたところ、低学年時は「自宅」、「放課後児童クラブ」の利用意向が高く、高学年時は「自宅」、「習い事」の利用意向が高いことがわかります。

低学年（1～3 年生）時

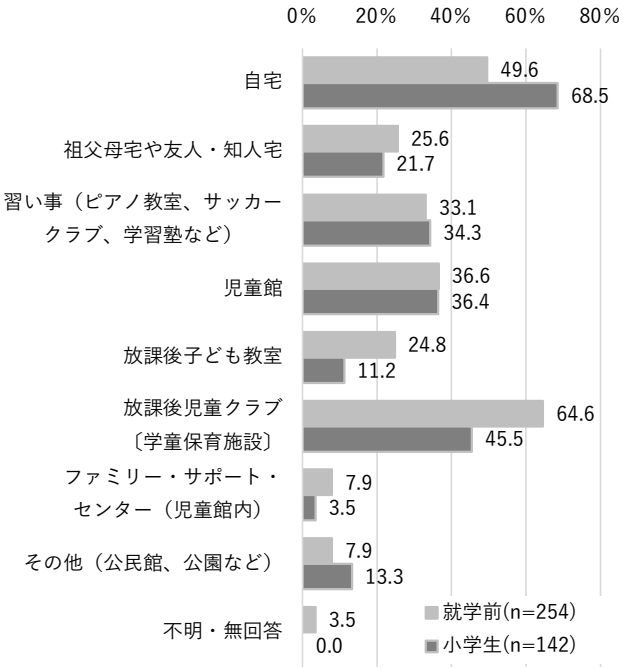

高学年（4～6 年生）時

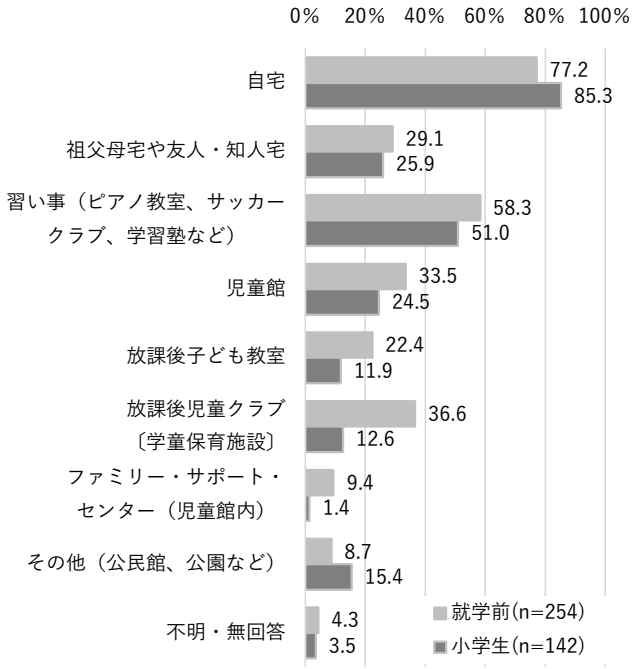

▼吉野ヶ里町に対して求める支援

吉野ヶ里町に対して希望する子育て支援について、第一希望としてあがった上位 5 項目をみると、就学前児童保護者は「子どもの遊びや体験活動の機会や場所」が最も高く、小学生保護者は、「仕事と育児を両立しやすい環境」が最も高いことがわかります。

就学前児童保護者

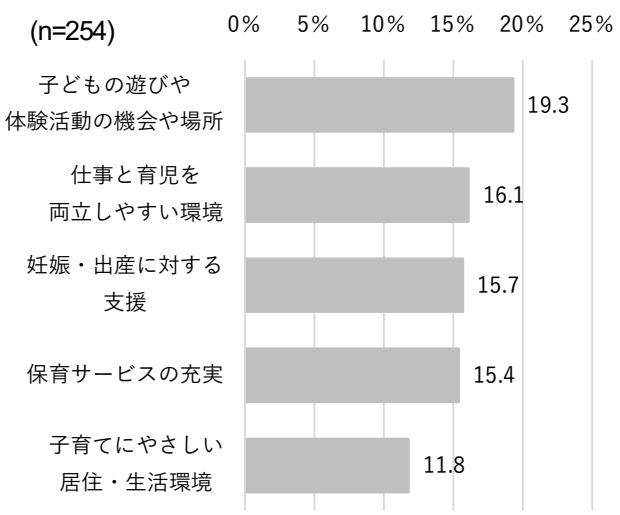

小学生保護者

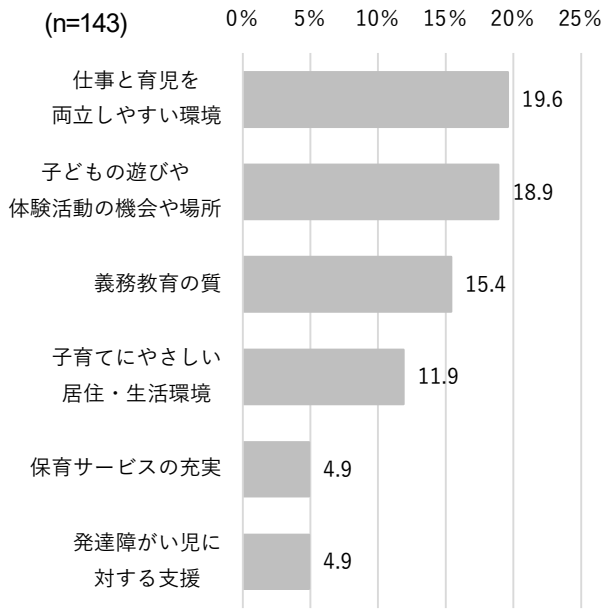

▼吉野ヶ里町の子育て満足度

吉野ヶ里町における子育ての環境や支援への満足度について尋ねたところ、5 段階評価中（5＝満足度が高い／1 ＝満足度が低い）、就学前児童保護者では「5 点」が 4.7％、小学生保護者では 3.5％でした。最も多かったのはいずれも「3 点」で半数を占める結果となっています。

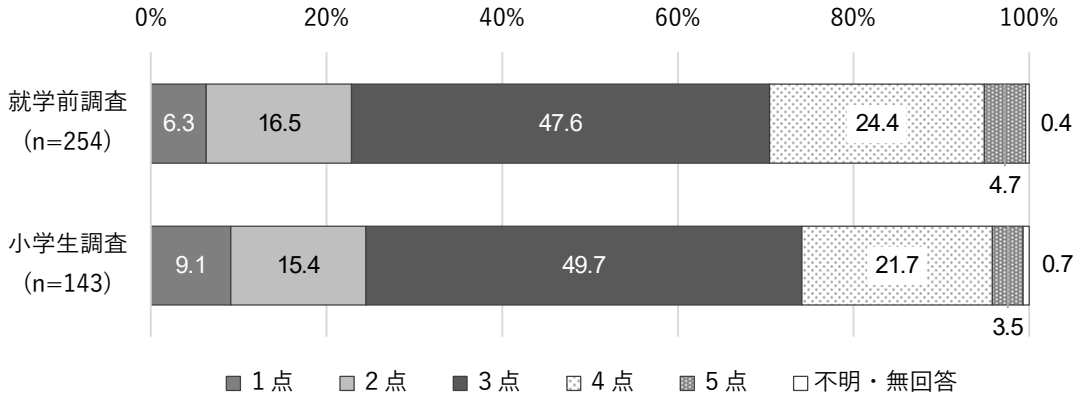

▼「子どもの権利」の認知度

「子どもの権利」について認知度を尋ねたところ、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「聞いたことはある」が最も高いことがわかります。

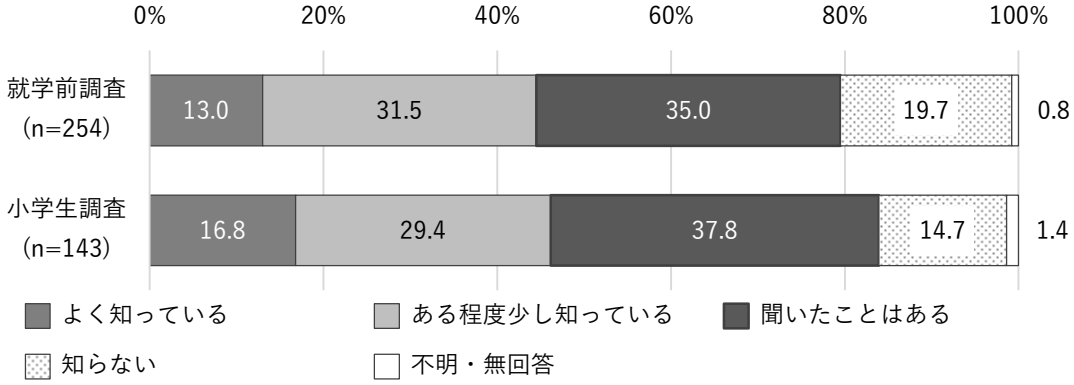

❷ こどもの生活実態調査

▼生活困難層の割合

本調査内において、経済的な側面からの算出とはく奪指標を用いた算出を合わせて定義した生活困難層に該当する割合は 11.6%でした。

（この調査は本町の生活困難層の実態を把握するための便宜上のものであり、ここでの割合は、本町の貧困層の割合を示したものではありません）

▼ひとり親の割合（保護者調査）

「ひとり親世帯」に該当するか尋ねたところ、貧困世帯におけるひとり親世帯は 25.0%を占めることがわかります。

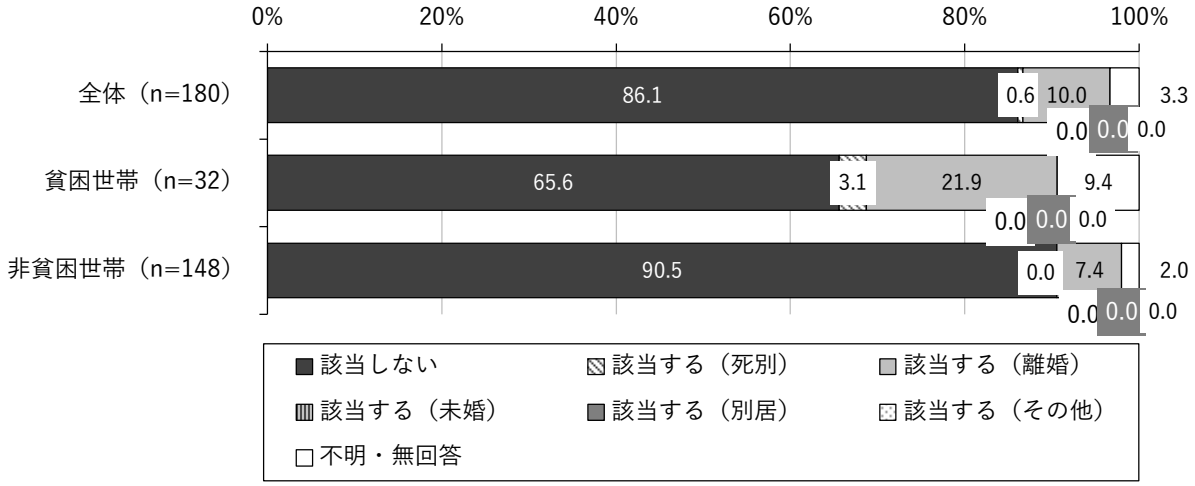

▼朝食の状況（こども調査）

週にどのくらい朝食をとっているか尋ねたところ、「毎日食べる」と答えた割合は、非貧困世帯が 77.0%であるのに対して、貧困世帯では 59.4%となっています。

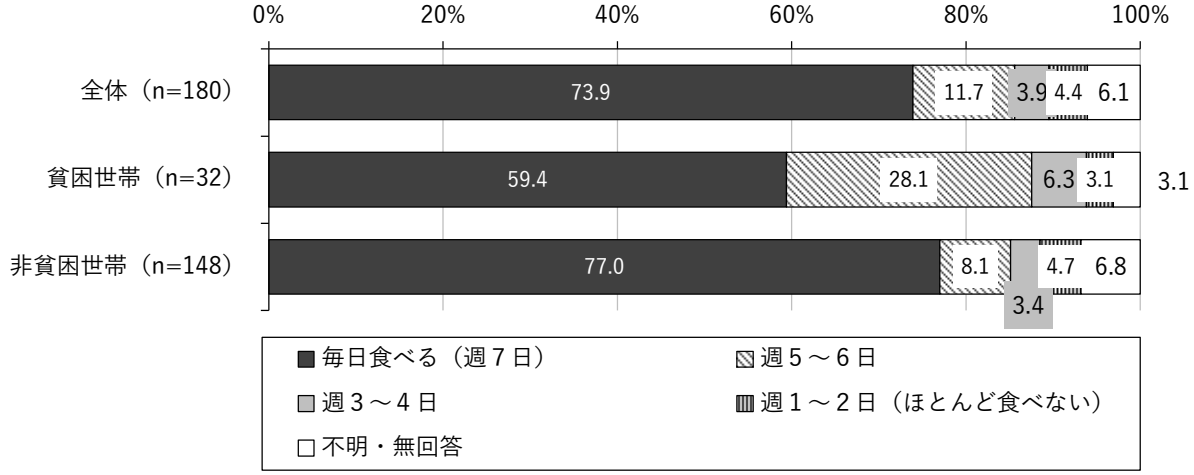

▼進学の意向

どの段階まで進学したい（進学させたい）かを尋ねたところ、こども調査、保護者調査いずれも、貧困世帯では「高校」までという割合が高い傾向となっています。

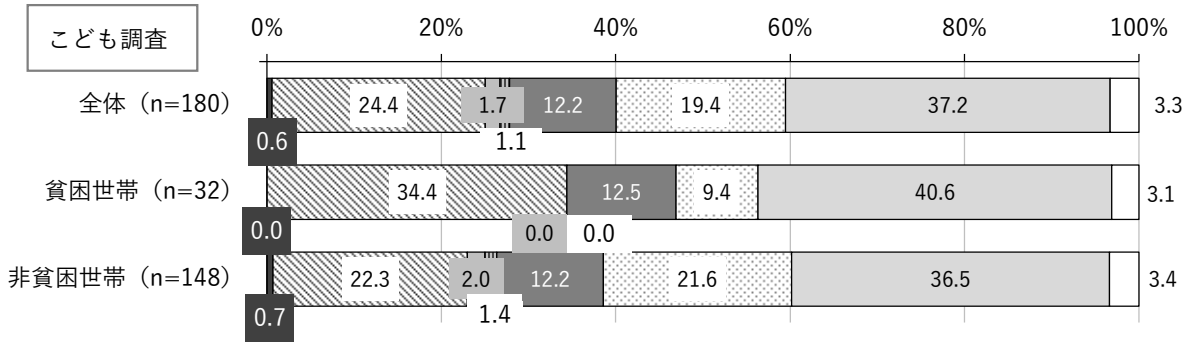

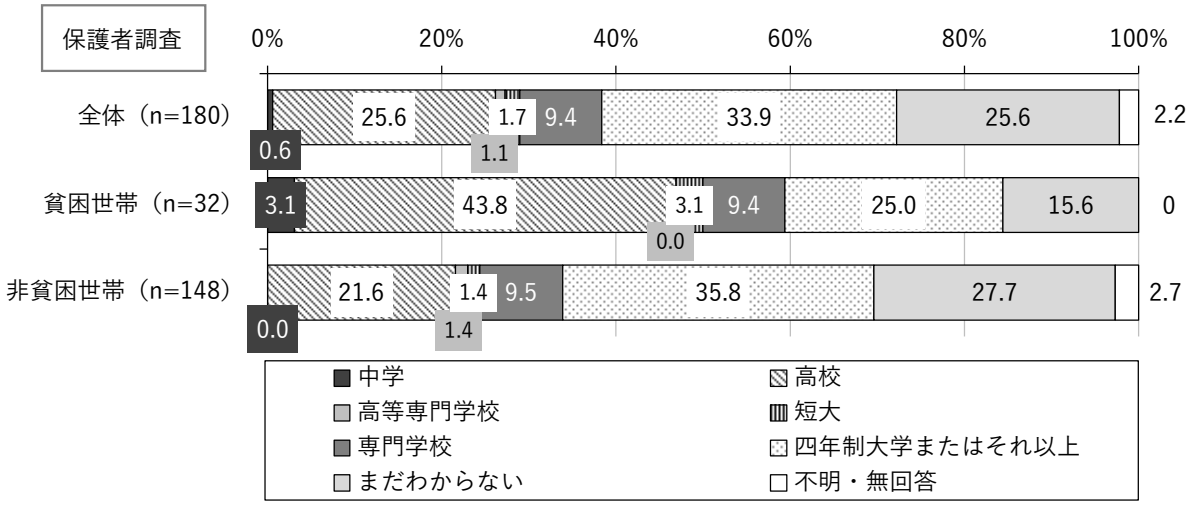

▼教育資金の準備（保護者調査）

今後教育を受けさせるためのお金の準備ができているか尋ねたところ、「全く準備できていない」と答えた貧困世帯は 65.6%であり、貧困世帯の半数以上が教育資金の準備が難しい状況にあることがうかがえます。

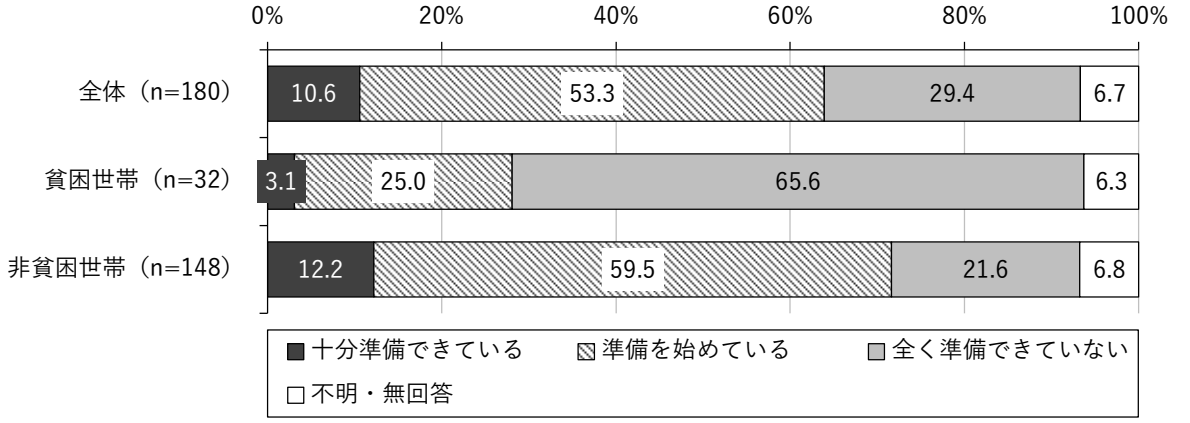

▼暮らしのひっ迫状況（保護者調査）

過去１年間にお金が足りなくて、家族が必要とする食料または衣類が買えないことがあったか尋ねたところ、「よくあった」「ときどきあった」と答えた貧困世帯が 40.7％存在することがわかります。

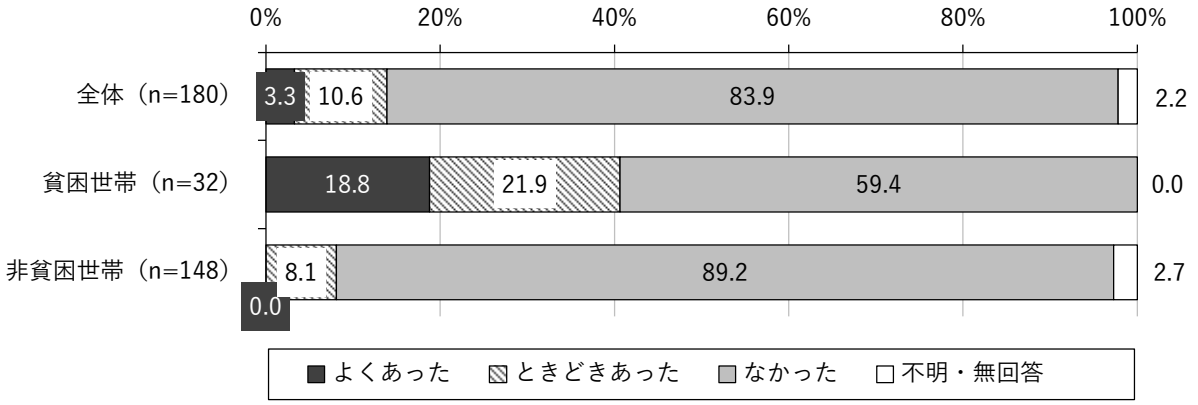

また、過去１年間に電気料金が払えなかったことがあったか尋ねたところ、「あった」と答えた貧困世帯が 25.0％存在することがわかります。

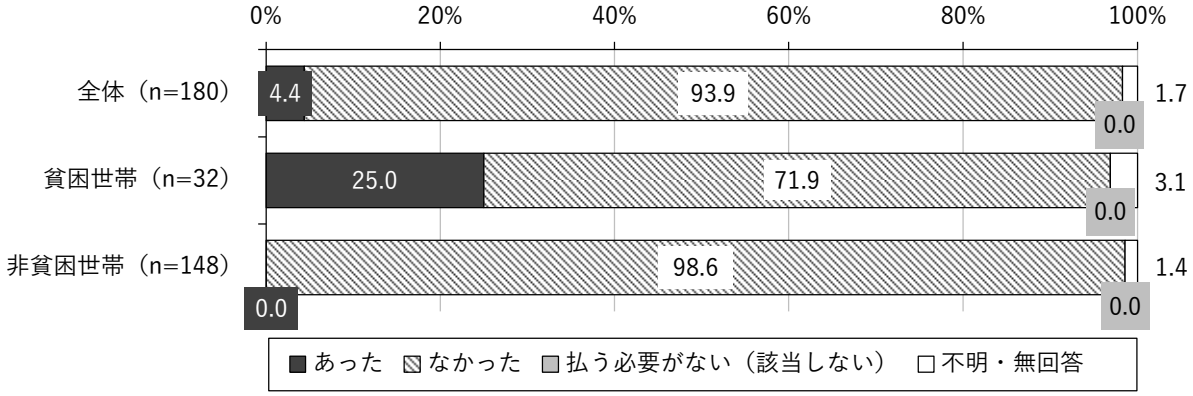

❸ こども・若者の実態・意識に関するアンケート調査

▼回答者の属性

回答者の年齢を尋ねたところ、「25～29 歳」が 43.9％と最も高くなっています。

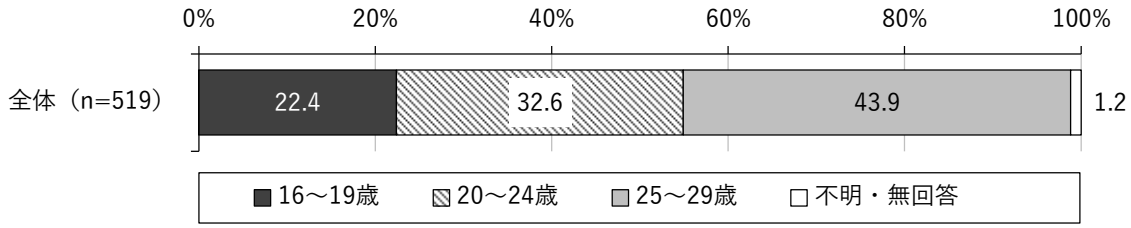

▼「吉野ヶ里町」への愛着度

吉野ヶ里町が好きか尋ねたところ、「好きである」「どちらかといえば好きである」を合わせた 83.4％が吉野ヶ里町に愛着を持っていることがうかがえます。

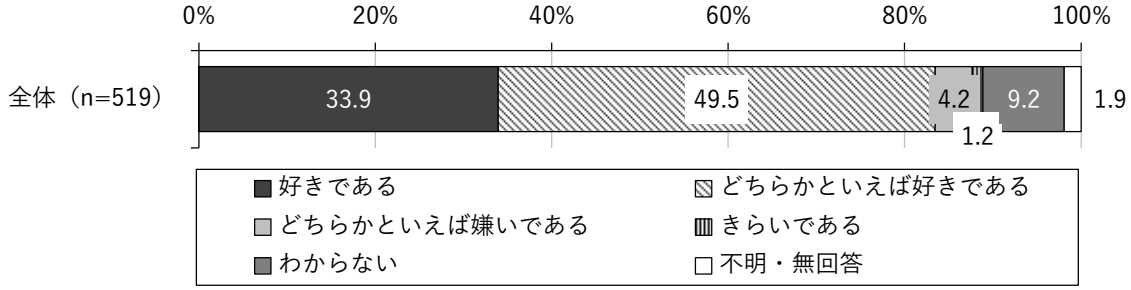

▼地域活動の参加状況

地域の活動や行事にどれくらい参加しているか尋ねたところ、「全く参加していない」が最も高く 68.4％となっており、地域と接点のない層が多いことがうかがえます。

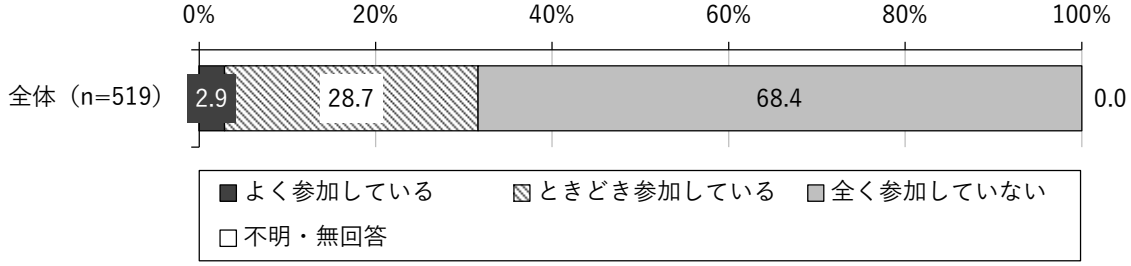

▼結婚観

現在結婚をしていない方に、結婚観やこどもを持つことに対する考えを尋ねたところ、「結婚もしたくないし、こどももほしくない」と答えた割合が 2 割程度となっています。

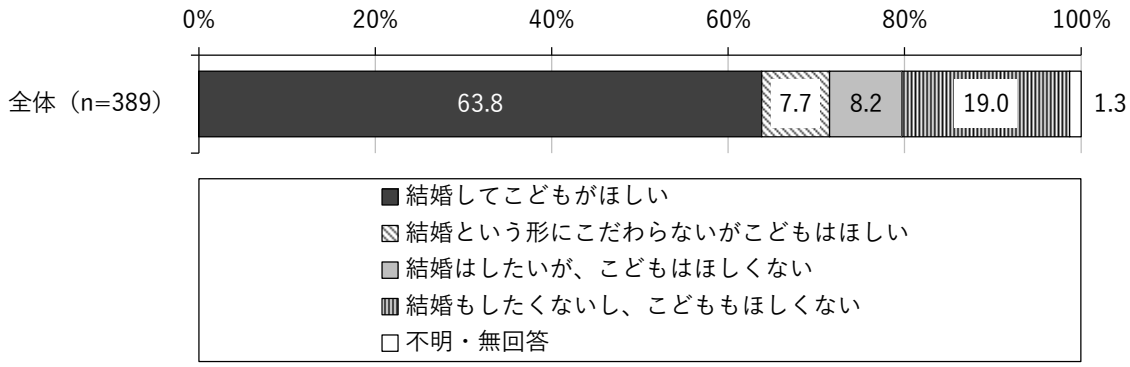

また、「結婚はしたいが、こどもはほしくない」と答えた方にその理由を尋ねたところ、最も多かった回答は「育てる自信がないから」で 65.6％と突出しており、安心して子育てができるまちづくりの重要度がうかがえます。

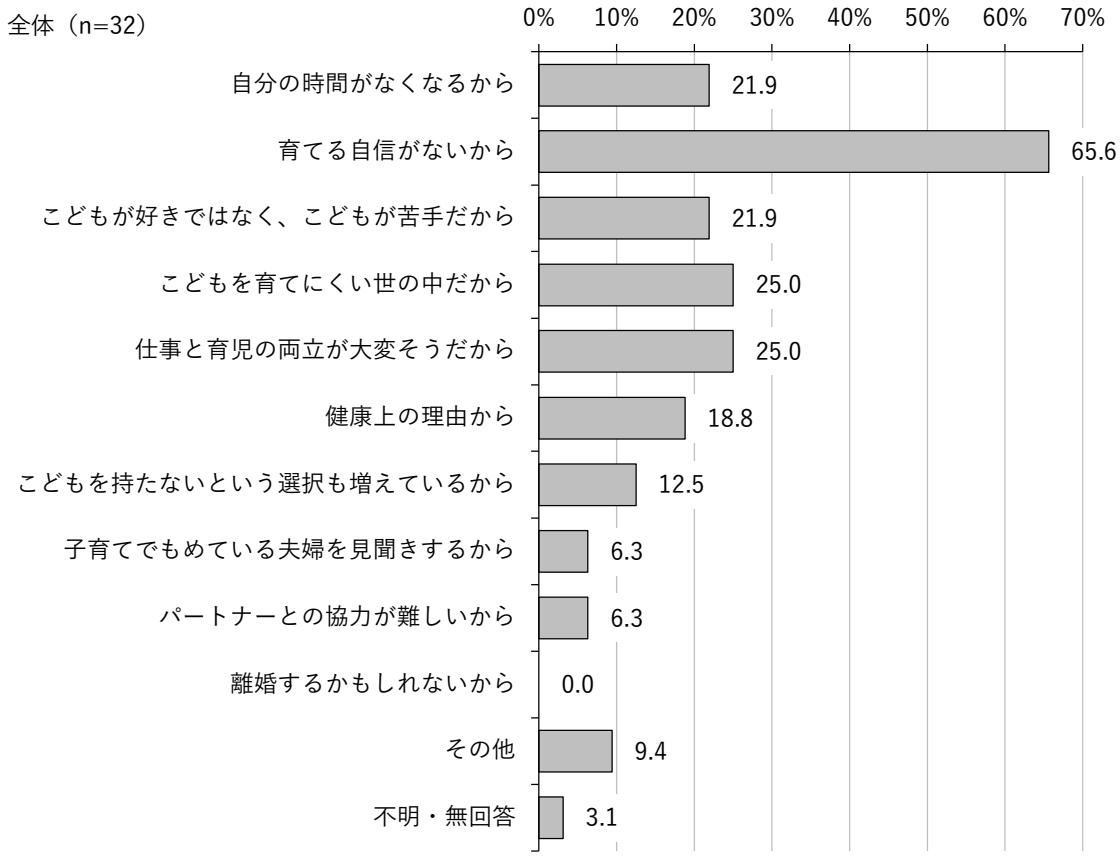

▼悩みや心配事

現在どのような悩みや心配事があるか尋ねたところ、「お金のこと」が最も高く 47.6%、次いで「自分の将来のこと」が 42.8%、「仕事のこと」が 38.5%となっており、就業支援の必要性がうかがえます。

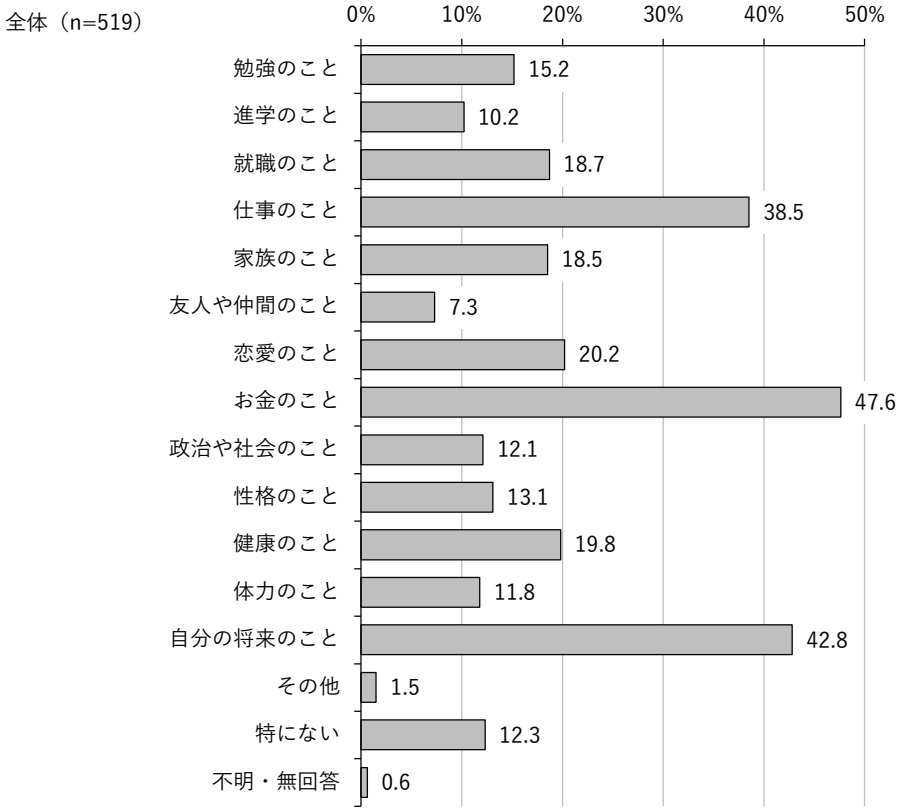

▼必要としている支援

若者（29 歳ぐらいまでの人）のために吉野ヶ里町に必要な取組を尋ねたところ、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が最も高く 48.6%となっており、学び・教育へのサポートの重要性がうかがえます。

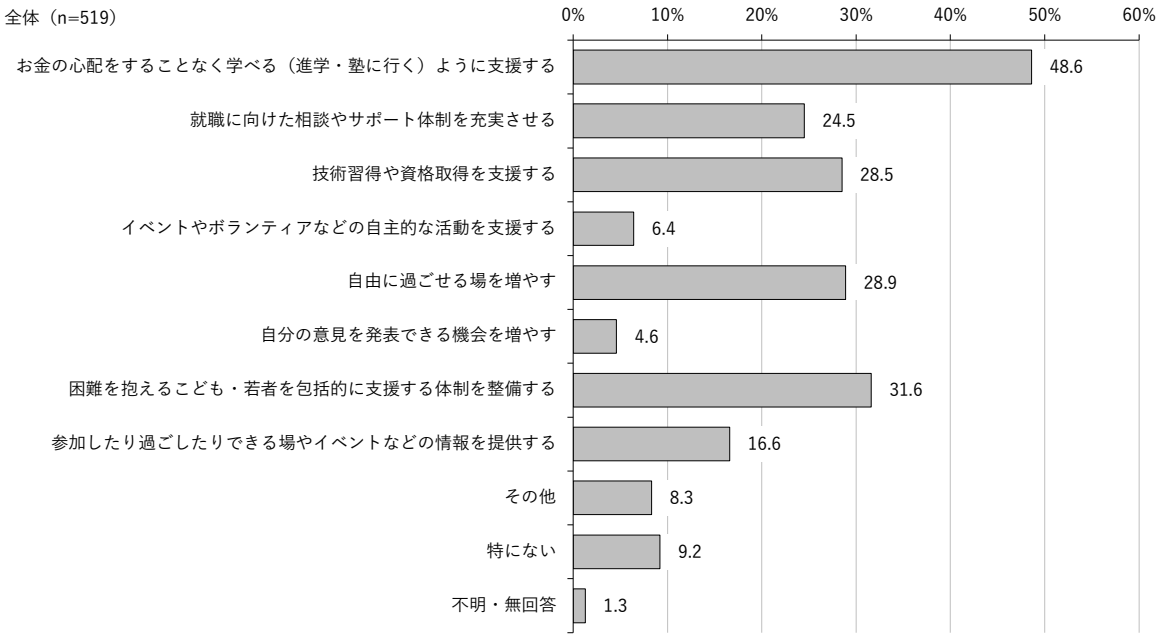

❹　吉野ヶ里町こどもアンケート（こどもの意見聴取）Web 調査

▼回答者

全体で 195 件の回答があり、小学 5 年生から中学 3 年生まですべての学年から回答がありました。

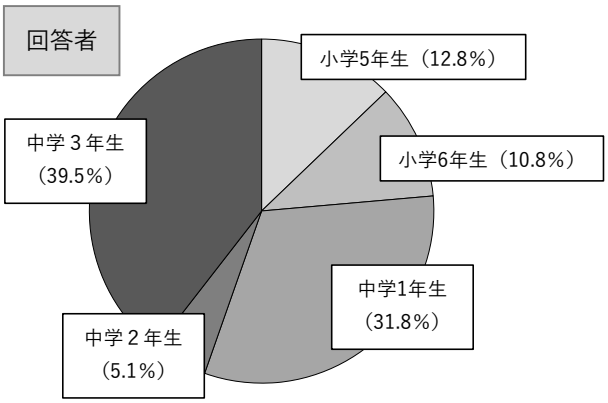

▼悩みの相談先

悩みの相談先についてたずねたところ、「いない」という回答は 2 %で、回答者のほとんどは、悩みを相談できる人がいるという結果となっています。「友人、家族、学校の先生」という回答が大半をしめており、思春期を生きるこどもたちのコミュニティは、ほぼ家と学校でつくられていることもうかがえま

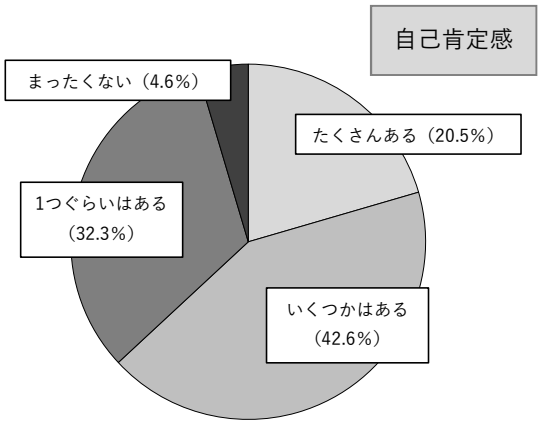

▼自己肯定感

自分に良いところがあるかたずねたところ、「1 つぐらいはある」「いくつかはある」「たくさんある」を含め、『いいところがある』という回答は 95.4%「まったくない」という回答は 4.6%となっており、9 割以上のこどもたちが自分らしさを認めて過ごせていることがうかがえます。

▼未来の展望

将来の職業やどんな大人になりたいかたずねたところ、「決まっていない」「わからない」という回答は 7%で、9 割以上のこどもが未来を描くことができています。吉野ヶ里町のこどもたちは多様な職業を挙げつつ、「優しい大人になりたい。」「安定した生活を送りたい。」「自己実現、社会貢献をしたい。」という内容の意見が多くみられました。

▼求める居場所

「ショッピングモール」「図書館」「プール」「公園」といった単語が多く、また具体的には、「個人スペースがある図書館」「いつでも自由に勉強や宿題ができる場所」「いろいろなスポーツができる場所」「子どもだけで安くごはんが食べられる食堂」といった様々な居場所を求める声がありました。

▼求める吉野ヶ里町のすがた

回答で多かった名詞としては、「安全」「安心」「豊か」「平和」形容詞としては、「楽しい」「明るい」「優しい」の単語が多くみられました。こどもたちは安全安心なまちの安定を求めながら、楽しく優しい暮らしができる吉野ヶ里町を求めていることがうかがえます。

（右図はテキストマイニングによる出現頻度順を可視化したもの）

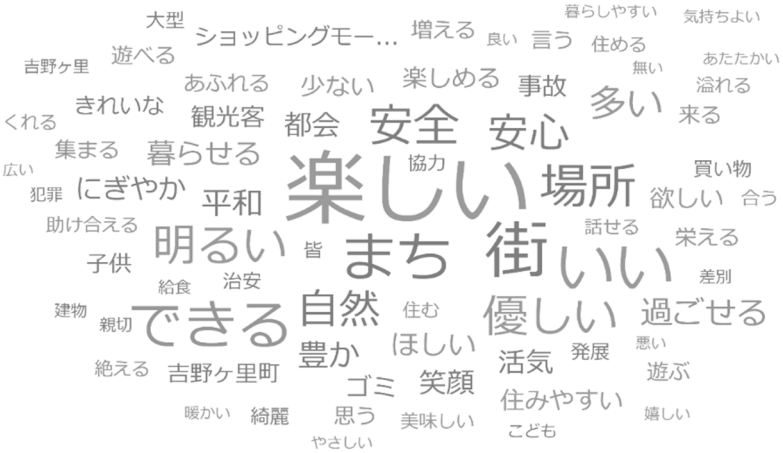

３．吉野ヶ里町のこどもを取り巻く課題

こどもを取り巻く様々な現状から、以下のような課題が考えられます。

■働く母親の増加によるニーズへの対応

吉野ヶ里町は、全国、県の水準以上にこどものいる世帯が増加している状況下において、M 字カーブの傾向もなくなっており、出産を機に一時的に仕事を離れる母親は減少し、継続して働く母親が増加しています。ワーク・ライフ・バランスを保ち、こどもが健全に育つことができるよう、保育士の人材確保による受け皿の強化、孤立防止への取組の強化など、子育て支援へのニーズの変化に柔軟に対応していく必要があります。

■こどもの居場所づくり

こどもの遊びや体験活動の機会や場について、吉野ヶ里町への支援を求める希望が、こどもからも保護者からも高い状況にあります。また、町内には国営の大規模公園があるものの、身近な公園や気軽に利用できる居場所がないという声も多く、こどもたちが安心して過ごすことができ、社会と接点を持ちながら自立していけるような体験活動の場や機会を創出していく必要があります。また同時に、若者も含めたさまざまなこどもの居場所や活動拠点における支援員等の人材確保にも注力していく必要があります。

■若者が安心して子育てがしたいと思えるまちづくり（こども・若者支援）

吉野ヶ里町の若者は、地域との接点が少なく、無職者の割合も増加している状況にあります。仕事やお金のことに悩む傾向が強く、こどもを育てる自信がない若者も一定数みられます。こどもたちが安心して学び、働き、次代の親になっていくことができるよう、切れ目のないこども・若者への支援を行い、子育てをしたいと思える吉野ヶ里町に注力していく必要があります。

第３章　施策の評価

第２期の子育て支援プランの評価を５段階で評価しました。全体では、「ある程度の成果を得ている」が約８割で最も多くなっています。“基本施策５　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備”、“基本施策７　子ども等の安全の確保”においては、すべての施策で「ある程度の成果を得ている」となっています。“基本施策３　職業生活と家庭生活との両立推進”では「まったく取り組んでいない」「あまり成果を得ていない」がほかと比べると多くなっています。

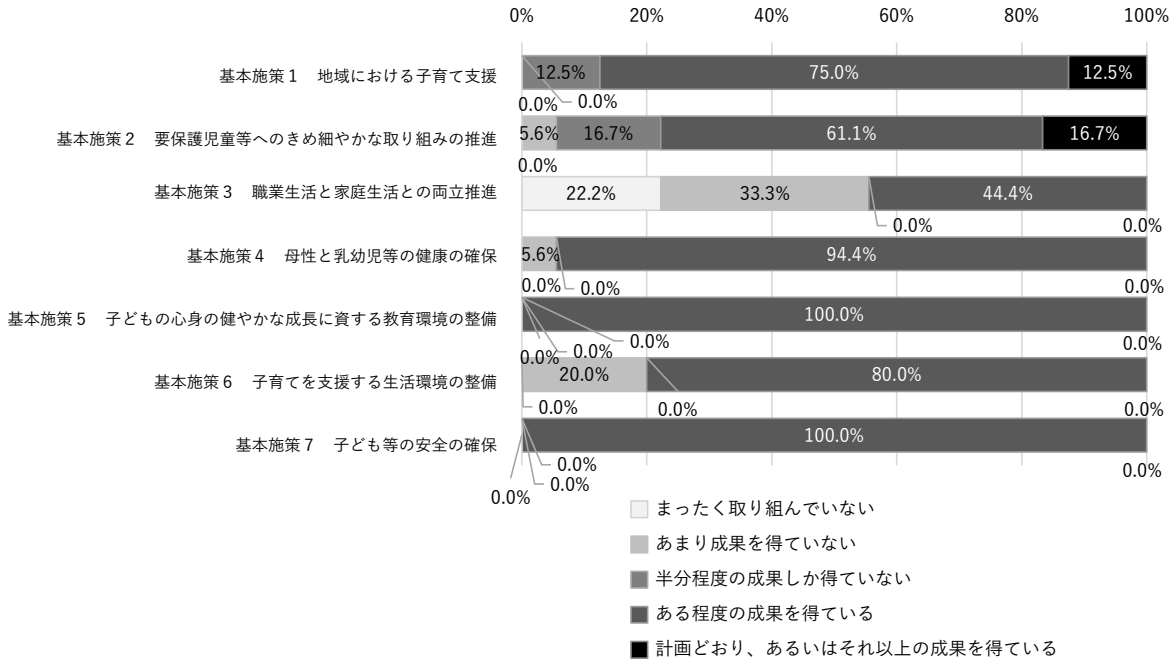

第４章　計画の基本的な方針

１．基本的な視点

本町ではこれまでの「吉野ヶ里町子育て支援プラン」において、３つの基本的な視点を設定し、すべてのこどもの幸せを視点に計画づくりをめざしてきました。

このたびの「吉野ヶ里町こども計画」においても、特に「こどもの視点」において、ライフステージを通じて若者世代まで切れ目なく幅広い施策に注力するとともに、この３つの基本的な視点を継承し、より一層すべてのこどもが幸せに暮らせる子育て環境をめざします。

こどもの視点

～すべてのこどもの健全な育ちを支援する基盤づくり～

吉野ヶ里町の明日を担うこどもたちの幸せを第一に考え、吉野ヶ里町で生まれ育っているすべてのこどもたちが、家庭環境や障がいの有無に関わらず、心身ともに健やかに育つための環境づくりを進めます。

親の視点

～安心してこどもを産み、夢ある子育てができる環境づくり～

若者が安心して親になり、安心してこどもを産み、ゆとりをもって楽しく子育てができるよう、さまざまな子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育ての質の向上にも配慮し、きめ細かな子育て支援が行われるような環境づくりを進めます。

地域の視点

～心を通わす子育て支援の輪が広がるまちづくり～

地域社会の一員であるこどもたちを健やかに育むためには、家庭はもとより地域全体で子育てを温かいまなざしで積極的に見守っていくことが求められます。

これからの次世代を担うこどもたちの成長を地域全体で支えていくためにも、住民参加による子育て支援ネットワークの形成など、連携と協力のもとに、こども・若者とその保護者を地域で支え合う体制づくりを進めます。

２．基本理念

吉野ヶ里こどもアンケート（こどもの意見聴取）より、こどもたちが求める吉野ヶ里の姿から「楽しい」、「こどもからおとなまで」のキーワードを取り入れ、こどもから大人になるまでライフステージを通じて切れ目のない支援を行っていくことで、吉野ヶ里町のすべてのこどもたちが楽しい未来を切り開いていけるよう、また親や地域といった大人も含め、こどもとの関わりのなかで楽しく喜びにあふれた人生が継続して守られていく吉野ヶ里町となることをめざして、以下を基本理念としてかかげます。

こどもから
おとなまで
たのしい未来
吉野ヶ里

３．計画の基本目標

基本理念を達成するため、３つの基本目標を設定し、各施策や取組を推進していきます。

□□□□
Ⅰ

□□ひとりのこどもの□□を□る
「□□ヶ□□こどもまんなか□□」の□□

吉野ヶ里町に暮らすこども一人ひとりの権利が守られ、未来に希望を持って生きることのできる「吉野ヶ里町こどもまんなか社会」の実現のため、「子どもの権利」の周知啓発に努め、こどもの命を第一に、こどもたちのあらゆる困難について支援します。

□□□□
Ⅱ

□□ヶ□□の□□、□□、□□のなかで、
こどもたちが□□で□つまちづくり

こどもたちが、吉野ヶ里町の自然のなかで、健やかに成長していけるようさまざまな機関が連携し、心と身体の健康に努めるほか、家庭、学校、地域が一体となって、こどもたちのあらゆる成長に関わりながら、明るく元気に未来を切り拓くこどもの育ちを支援します。

□□□□
Ⅲ

□□して□□てができる
やさしい□□ヶ□□づくり

吉野ヶ里町に暮らすこどもたちが、安心して大人になり、このまちで子育てをしたいと思えるよう、若者から次代の親への切れ目のない支援をはじめ、子育てにやさしいまちづくりを実現します。

４．計画の体系

基本目標をふまえ、7 つの基本施策のもと個別施策を展開していきます。

基本目標	基本施策	施策概要【施策 No】
基本目標Ⅰ 一人ひとりのこどもの権利を守る「吉野ヶ里町こどもまんなか社会」の実現	基本施策 1 こどもの権利を守るまち	❶こどもの権利【1～2】
		❷自殺防止【3～4】
		❸虐待防止【5～7】
	基本施策 2 すべてのこどもが希望をもって生きられるまち	❶ひとり親支援【8～11】
		❷障がい児支援【12～17】
		❸こどもの貧困解消【18～23】
		❹その他様々なこどもの支援【24～27】
	基本施策 3 こどもの生きる力をはぐくむまち	❶こどもの居場所づくり【28～30】
基本目標Ⅱ 吉野ヶ里町の風土、自然、文化のなかで、こどもたちが笑顔で育つまちづくり	基本施策 4 こどもが健康に育つまち	❶母子保健【31～46】 ❷小児医療【47～50】
	基本施策 5 こどもの成長を支えるまち	❶地域子育て支援サービス【51～61】
		❷学校教育【62～69】
		❸地域の教育連携【70～72】
基本目標Ⅲ 安心して子育てができるやさしい吉野ヶ里町づくり	基本施策 6 若者が安心して暮らせるまち	❶若者支援【73～75】
		❷次代の親支援【76～82】
	基本施策 7 安心して子育てができるまち	❶子育て環境【83～90】
		❷子育て応援【91～96】

第 5 章　基本施策と施策の展開

第 4 章で定めた基本目標ごとに施策を展開します。

------〔**施策の展開の表記について**〕----------

■ライフステージ別の表記

以下のライフステージごとに施策を表記し、切れ目のない支援を行っていきます。

誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
0～5 歳	6～17 歳	18～29 歳	子育て当事者
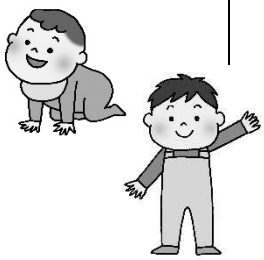	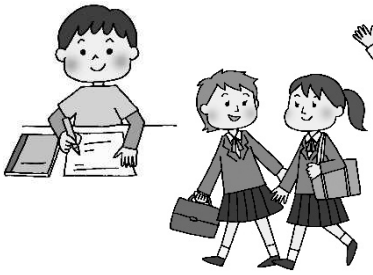	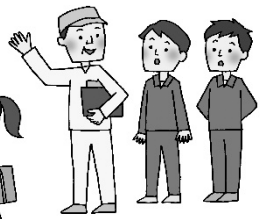	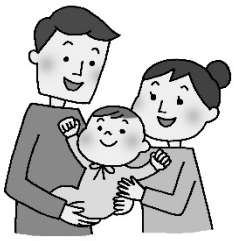

■実施方針の表記

施策の実施方針については以下の方向性にて表記の整理を行っています。

新規	拡大	維持	縮小	重点
新規施策として立ち上げ推進します	これまでの内容を拡大して施策を推進します	これまで同様に施策を推進します	町としての役割を縮小しても推進可能とみなします	本計画期間において重点的な施策として推進します

基本目標	Ⅰ	一人ひとりのこどもの権利を守る「吉野ヶ里町こどもまんなか社会」の実現

【基本施策 1】こどもの権利を守るまち

「子どもの権利条約」における「子どもの権利」（「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」）の正しい理解と普及を通じて、吉野ヶ里町のこどもたちの幸せを第一に推進します。

❶こどもの権利を守る

<table>
<tr><th>No.</th><th colspan="4">事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1</td><td colspan="4" rowspan="2">こどもの権利に関する意識啓発</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="8">事業内容
こどもの人格や個性を尊重し、その権利を保障し、こどもたちの未来に向けて最善な利益を図ることを念頭に、こどもの権利について意識啓発に努めます。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td colspan="2">全課</td><td colspan="2">実施方針</td><td colspan="3">新規</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th colspan="4">事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="4">2</td><td colspan="4" rowspan="2">こどもの意見を聴く環境づくり</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="8">事業内容
こどもが安心して意見を言える機会を創出し、ひとりの人格として社会参画できる環境づくりを推進します。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td colspan="2">全課</td><td colspan="2">実施方針</td><td colspan="3">新規</td></tr>
</table>

❷こどもの命を守る

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="4">3</td><td rowspan="2">自殺防止に向けた取組の強化</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="5">事業内容
こども・若者の自殺防止について啓発活動や相談窓口などの情報発信に努めます。
また、学校において、保護者、地域住民、関係機関等と連携のうえ、長期休暇明けにおける児童生徒の自殺予防に向けたアンケートの実施、家庭・地域での見守り、ネットパトロールなど取組を積極的に実施していきます。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>こども・保健課
学校教育課</td><td>実施方針</td><td colspan="2">維持</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="4">4</td><td rowspan="2">児童生徒の SOS の出し方に関する教育</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">事業内容
学校において、児童生徒に SOS の出し方に関する教育を行うほか、SOS の受け手（ゲートキーパー）としての研修を実施し、SOS を見逃さない環境づくりや学校外においても、青少年育成事業、世代間交流事業を通じて学校とは違うコミュニティの場においても SOS を出せる環境づくりに努めます。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>福祉課
学校教育課
社会教育課</td><td>実施方針</td><td colspan="2">維持</td></tr>
</table>

❸児童虐待防止対策の充実

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="4">5</td><td rowspan="2">児童虐待防止研修「CAP プログラム」</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="5">事業内容
CAP（キャップ）とは、Child Assault Prevention（こどもへの暴力防止）の頭文字で、こどもがいじめ、虐待、体罰、誘拐、痴漢、性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守るための予防プログラムです。
各小・中学校ではこどもと教職員、各教育・保育施設では保護者を対象としたワークを実施しています。
今後も引き続き実施していきます。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>こども・保健課</td><td>実施方針</td><td colspan="2">維持</td></tr>
</table>

No.	事業名	ライフステージ別			
6	児童虐待防止ネットワーク事業等の推進	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○	○	○

事業内容

虐待の早期発見・早期対応として、小・中学校、保育所、幼稚園や保健師、主任児童委員、民生委員児童委員と連携を図り、必要に応じ児童相談所に連絡しています。

現在、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を設置し、問題発生時には個別にケース検討会議を行っています。

今後も代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議を開催し、子育て家庭が孤立化しないよう、相談体制の充実や周囲の方へのつなぎ方の周知を行い、連携機能を強化することで、虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めていきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
7	里親制度の周知・支援体制	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○	○	○

事業内容

全国的な傾向として、こどもの虐待件数が増加しているなかで、里親制度の普及はこどもたちが成長するうえで必要な「愛情」と「環境」が守られる選択肢として重要な役割を担っており、制度の周知を行っていくことと同時に、正しい理解のもと養育が適切に行われるよう、里親への研修や支援体制の強化に努めていきます。

また、要保護児童対策地域協議会での研修や窓口でのポスター貼付、チラシ配布などを行っています。

今後も引き続き実施していきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

【基本施策２】すべてのこどもが希望をもって生きられるまち

どのような家庭環境にあっても、すべてのこどもが夢と希望を持って生きられるよう、困難をかかえるこどもやその家庭への支援を推進します。

❶ひとり親家庭の自立支援の推進

No.	事業名	ライフステージ別			
		誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
8	子育て・生活支援（県事業）	○	○	○	○
	事業内容 ひとり親家庭の親が働きながらでも安心して子育てを行うことができ、子育てしやすいと実感できるよう、子育てしながら働きやすい環境づくり、生活援助・保育サービスの提供、相談支援体制の強化などに取り組んでいます。 今後も引き続き実施していきます。				
	担当課	こども・保健課	実施方針	維持	

No.	事業名	ライフステージ別			
		誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
9	就業支援（県事業）	○	○	○	○
	事業内容 ひとり親家庭の就業を促進するため、就業に関する各種相談支援や職業能力の向上など家庭の状況に応じた支援として、求職活動から就業後までの支援、資格取得に向けた支援などに取り組んでいます。 今後も引き続き実施していきます。				
	担当課	こども・保健課	実施方針	維持	

No.	事業名	ライフステージ別			
		誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
10	経済的支援（県事業）	○	○	○	○
	事業内容 ひとり親家庭が経済的に安定かつ自立した生活を送ることが可能となるよう、経済的自立の促進、医療費の助成など経済的支援及び負担軽減に取り組んでいます。 今後も引き続き実施していきます。				
	担当課	こども・保健課	実施方針	維持	

No.	事業名	ライフステージ別			
11	こどもの学習支援（県事業）	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
			○	○	○
	事業内容 家庭の事情から生活や学習に関する習慣の定着が薄くなることがあるひとり親家庭のこどもに対して、ボランティアによる学習支援や進路相談支援などを推進します。				
	担当課	こども・保健課	実施方針	新規	

❷障がい児施策の充実

No.	事業名	ライフステージ別			
12	障がい児保育事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○			○
	事業内容 障がい児及び軽度障がい児（以下、障がい児等）の保育を推進し、障がい児等の処遇の向上を図るため、保育の必要のある障がい児等を受け入れる保育所等に対し「保育所等訪問支援」を活用し、支援員が障がい児等の通園する保育施設を訪問し集団生活に適応するため専門的な支援を行っています。 今後も利用者のニーズに対応しながら引き続き支援を行います。				
	担当課	こども・保健課	実施方針	維持	

No.	事業名	ライフステージ別			
13	障がい児通所支援事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○		○
	事業内容 障がい児等に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行うことで、生活能力の向上や社会との交流の促進、その他便宜の供与を行う児童発達支援を行っています。早期診断、早期療育の開始により年々利用者は増加しています。健診等で発達の遅れ等があれば、受診につなげ療育を開始し課題の解決を図っていますが、町内に児童発達の事業所がなく近隣の事業所を利用しなければならないことが課題としてあげられ、放課後等デイサービスの事業所も不足している状況です。 今後も関係機関と連携しながら障がいのある児童の支援を行います。				
	担当課	福祉課	実施方針	維持	

No.	事業名	ライフステージ別			
14	特別支援学校放課後児童健全育成事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
			○		○

事業内容

特別支援学校に通う児童が下校時に活動する場を確保するなど、障がいのあるこどもをもつ親の就労支援を図る事業です。

佐賀市とみやき町と協定を結び事業を実施していますが、本町に居住している、県立金立特別支援学校と県立大和特別支援学校、県立中原特別支援学校に通学する児童が参加し、児童の健全育成、親の負担軽減及び就労支援を図っています。

校区が大和特別支援学校から中原特別支援学校に変更されました。それに伴い大和特別支援学校放課後児童クラブ利用者が減少し、中原特別支援学校放課後児童クラブ利用者は増加傾向となっています。中原特別支援学校の利用者増により現在の場所での運営が困難になったため、令和元年度に児童クラブの建物を新築し安全な環境での事業運営を行っています。

今後も児童に配慮した環境づくりに努めます。

担当課	福祉課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
15	ショートステイ（短期入所）・日中一時支援事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○	○	○

事業内容

障がい児等を介護している家族が、冠婚葬祭等で介護できない場合や家族の休息のために障がい児等を一時的に預かっています。家族の冠婚葬祭や就業支援、レスパイト目的での利用は増加しており、今後も利用者ニーズに応じた支援を行います。

担当課	福祉課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
16	移動支援事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○	○	○

事業内容

屋外での移動が困難な障がい児等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図っています。

今後も利用者ニーズに応じた支援を行っていきます。

担当課	福祉課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
17	医療的ケア児への支援	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○		○

事業内容

本町では、平成 30 年度に広域（佐賀市・神埼市・吉野ヶ里町）で佐賀地区医療的ケア児連絡会を発足させ、医療的ケア児に対する総合調整をよりきめ細やかに行うため、県により圏域ごとにコーディネーターが配置されており、今後も関係機関と連携を図りながら支援を行っていきます。

担当課	こども・保健課 福祉課	実施方針	維持

❸こどもの貧困解消へ向けた取組

No.	事業名	ライフステージ別			
18	こどもの学びの支援の充実	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○	○	○

事業内容

すべてのこどもの学ぶ意欲を満たせるよう、学びの支援を充実します。

今後も、継続して実施していきます。

担当課	福祉課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
19	奨学金事業の普及と充実	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
			○	○	○

事業内容

教育を受ける意欲と能力のある者が、経済的理由でその機会を失うことがないよう支援していく体制づくりが求められます。

現在、各高校で日本学生支援機構奨学金事業等の周知を図るなど、奨学金事業の普及に努めています。

また、町による中学・高校への入学・就学に必要な費用についての貸付制度や奨学金制度、支援金制度等の創設について検討します。

担当課	学校教育課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
20	生活基盤の確立に向けた支援の充実	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
				○	○

事業内容

自立した生活を送れるよう、関係機関と連携し、就労支援等に取り組んでいきます。

今後も継続して実施していきます。

担当課	福祉課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
21	経済的な支援	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○	○	○

事業内容

学校教育法の規定により、小学校及び中学校に在学する児童生徒のうち、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費等の援助を行っています。

今後も継続して実施していきます。

担当課	学校教育課 こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
22	こどもの生活用品等の支援	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○		○

事業内容

「吉野ヶ里町利用者支援事業 Neue（ノイエ）」にて、町内の小・中学校、保育所、幼稚園、こども園の制服、体操服等の学用品をはじめ、日用品、おもちゃ、普段着などを陳列したブースを設置し、身近な支援の輪を広げています。

今後も継続して実施していきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
23	つながり・見守りの仕組みの充実	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○	○	○

事業内容

地域・関係機関と連携を強化し、すべての家庭に支援がいきわたるよう支援へつながる仕組みづくりと相談体制の充実に取り組んでいます。令和 4 年度より支援が必要な家庭に対し、民間事業者に委託し「宅食」を通じた見守り事業を開始しています。

今後も継続して実施していきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

❹その他様々な状況にあるこどもの支援

No.	事業名	ライフステージ別			
24	ヤングケアラー等への支援	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
			○	○	○

事業内容

こども・若者育成支援推進法の改正により、支援の必要な対象として「ヤングケアラー」が明記されたことを受け、研修等による正しい知識や対処法の普及、相談窓口の利用促進等の支援体制を整えていきます。

担当課	こども・保健課 学校教育課 福祉課	実施方針	新規

No.	事業名	ライフステージ別			
25	外国につながるこどもやその家庭への支援	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○	○	○

事業内容

外国にルーツがあるこどもやその家族が、子育てに関するサービスを正しく受け取り、その中から必要なサービスを求めることができるよう、情報提供や相談体制の充実を図っていきます。

今後も、地域日本語教室の周知や関係機関への「やさしい日本語」等の必要性を周知し、相談や困りごとに関することは連携して取り組んでいきます。

担当課	財政協働課	実施方針	維持

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="3">26</td><td rowspan="2">被害にあったこどもの保護の推進</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="5">事業内容
心身ともに未成熟なこどもが犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった場合に受ける精神的ダメージは、大人に比べて非常に大きく、心の傷は深くなります。万が一、実際に被害にあってしまったこどもとその家族に対しては、日常生活へスムーズに戻り、その後の健全な育成をサポートするような体制を整備しておくことが大切です。
そのため、こどもに対しては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによるカウンセリング機能の拡充（相談日及び活動時間の増加など）を図り、被害にあったこどもの精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援します。また、家族に対しても助言やきめ細かな支援を行っています。
今後も引き続き実施していきます。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>こども・保健課
学校教育課</td><td>実施方針</td><td colspan="2">維持</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="3">27</td><td rowspan="2">こども・若者の
自立支援体制の推進（県事業）</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">事業内容
「佐賀県子ども・若者総合相談センター」において、困りごとのあるこども・若者とその家族を対象とした包括的な相談窓口として機能できる体制を推進しており、その周知に努めます。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>こども・保健課</td><td>実施方針</td><td colspan="2">新規</td></tr>
</table>

【基本施策３】こどもの生きる力をはぐくむまち

こどもたちの生きる力をはぐくむことができるよう、自分らしく、安心して過ごせる居場所づくりや遊び・体験活動を通じて豊かな人間性を育てる機会を創出します。

❶こどもの居場所と体験づくり

No.	事業名	ライフステージ別			
		誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
28	こどもの居場所づくり	○	○	○	
	事業内容 こども・若者が、家や学校以外の第３の居場所として、自分らしく、安心して過ごすことのできる場所や体験機会の充実を図ります。				
	担当課	こども・保健課	実施方針	新規	

No.	事業名	ライフステージ別			
		誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
29	放課後子ども教室		○		○
	事業内容 小・中学生を対象として、安全安心なこどもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、こどもたちとともに遊びやスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進しています。現在、「よしのがりっ子金曜学級」や「よしのがりっ子各種教室」として実施しています。 今後ますます地域学校協働活動の一環として、より多くのこどもたちが活動に参加することで体験機会の増加や地域の方々との交流拡大が求められていることから、引き続き実施していきます。				
	担当課	社会教育課	実施方針	維持	

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="3">30</td><td rowspan="2">体験活動を通じた豊かな人間性の育成</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">事業内容
　こどもたちがさまざまな自然体験・社会体験活動の機会をもち、自然や人とふれあうなかで、基本的なルール、感性、社会性等を身につけ、意欲にあふれた自立した若者へと成長できるような環境づくりを推進しています。学校教育では、地域におけるボランティア活動の時間を取り入れるなどの取組も行っています。
　今後も引き続き実施していきます。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>こども・保健課
学校教育課
社会教育課</td><td>実施方針</td><td colspan="2">維持</td></tr>
</table>

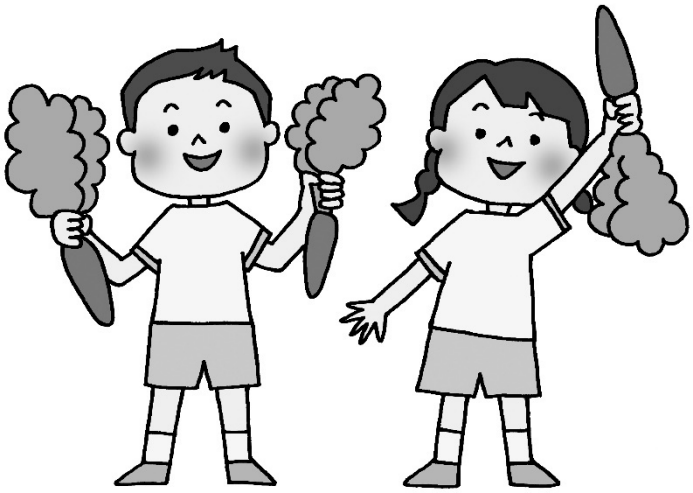

基本目標	Ⅱ	吉野ヶ里町の風土、自然、文化のなかで、こどもたちが笑顔で育つまちづくり

【基本施策４】こどもが健康に育つまち

ライフステージを通じて、母子、乳幼児、児童、若者の健康を守り、心身ともに健康で健全な人生を送ることができるよう、様々な方向から継続的な支援を推進します。

❶こどもや母親の健康の確保

No.	事業名	ライフステージ別			
		誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
31	各種訪問事業	○			○

事業内容

母子手帳交付時に妊婦の周囲のサポート状況等を把握し、必要時、保健師・助産師による妊婦妊婦訪問を行い、出産後には、早期の訪問等により状況を把握し必要な支援ができるようにしています。

健診・相談等により、支援が必要な母子を早期に把握し、今後も妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援に努めていきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
		誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
32	妊婦健診事業	○			○

事業内容

妊娠中の定期的な健康診査により、妊娠期における母子の健康が確保されるよう、妊娠の届出をした全妊婦に対し、妊婦健康診査受診票（補助券）を交付しています。

今後も妊婦健康診査受診券を交付することで、定期的な妊婦健診を勧め、妊娠中の異常の早期発見につなげていきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
33	産婦健診	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○			○

事業内容

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産婦の心身の健康状態を把握し、適切な支援につなげていきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	新規

No.	事業名	ライフステージ別			
34	乳児家庭全戸訪問事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○			○

事業内容

生後２週間から４か月までの乳児がいる全家庭を対象に、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）として母子保健推進員が２名、必要時は保健師が同伴で訪問し、育児に関する相談・情報の提供、養育環境の把握等を行っています。

今後も全戸訪問により、養育環境の把握を行い、虐待予防にも努めていきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
35	産後ケア事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○			○

事業内容

出産後１年未満の産婦と乳児を対象に、産後の休養や心身のケアを目的として宿泊、日帰り、短時間、訪問の各プランで産後をケアする事業です。宿泊については、現在、町では実施先がありませんが、実施へ向けて検討を行います。

担当課	こども・保健課	実施方針	新規

No.	事業名	ライフステージ別			
36	乳児健診	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○			○

事業内容

集団健診による4か月児、7か月児健診を実施し、健診と同時に保健師による健康相談、栄養士による栄養相談を実施しています。10か月児健診は医療機関で実施しています。

今後も乳児健診にて心身の成長・発達の異常の有無の早期発見とともに、保健師・栄養士の相談による育児支援を行っていきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
37	1歳6か月児・3歳6か月児・5歳児健診	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○			○

事業内容

1歳6か月児・3歳6か月児健診とも年6回実施し、幼児の心身の成長・発達や病気の早期発見に努めています。また発達障がいの視点からも相談を行っています。

また、3歳6か月健診後から就学前までに必要な支援につなげられるよう、5歳児健診の実施に向けて検討を行います。

今後も、健診を通じて病気等の早期発見を図るとともに、発達障がいの視点からも相談支援につながるように努めていきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	拡大

No.	事業名	ライフステージ別			
38	月齢に応じた健康相談	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○			○

事業内容

母子手帳交付時の個別相談、助産師による母乳育児相談、2か月児相談、12か月児相談、2歳6か月児相談を実施しています。また、健診から発達障がいの早期発見及び早期療育を図るための専門相談員による個別相談会を実施しています。

今後も、妊娠期から切れ目ない支援ができるように、母子手帳交付時の健康相談、乳幼児の健康の保持増進を図るための月齢に応じた健康相談を実施していきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
39	こども家庭センター	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○	○	○

事業内容

母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担うこととしており、令和６年４月よりすべての市町村において設置に努めるよう指針が出ていることから、本町においても設置に向けて検討します。

担当課	こども・保健課	実施方針	新規

No.	事業名	ライフステージ別			
40	母子保健推進員の地域連携	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○			○

事業内容

母子保健推進員を設置し、乳児全戸訪問や健診時のサポート等の活動を実施しています。

今後も、母子保健推進員活動を中心に地域と連携しながら支援していくよう努めます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
41	予防接種事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○	○	○

事業内容

佐賀県内の予防接種広域実施医療機関にて、個人の体調に合わせ、かかりつけ医で接種できる体制を整えています。未接種の場合は、健診時や電話にて接種勧奨を行っています。

今後も保護者に対し、あらゆる機会で予防接種の必要性を周知しながら、接種率の向上とそれにともなう疾病の予防に努めていきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
42	むし歯予防事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○		

事業内容

幼児健診でのフッ化物塗布、町内の保育所、幼稚園、小・中学校での歯磨き教室及びフッ化物洗口を実施しています。

今後も引き続き実施していきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
43	こどもの事故防止等啓発事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○			○

事業内容

乳幼児健診や相談の機会にこどもの事故防止についての周知を図っていきます。

今後も事故防止のための周知をさまざまな機会を通じて行っていきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
44	こどもの基本的生活習慣の形成	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○		○

事業内容

こどもたちの就寝時間が遅くなり、朝食の欠食児童がみられるなど、アンケート調査の結果などからも、こどもたちの基本的な生活習慣に関する意識改善と指導を図っていかなければなりません。

このため、幼児健康診査や学校における定期健康診断を通じて、健康状態を把握し、肥満等健康問題のあるこどもに対する生活習慣の改善に向け、学校を中心に指導を行っており、今後も引き続き実施していきます。

担当課	こども・保健課 学校教育課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
45	関係機関との連携による食育の推進	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○	○	○

事業内容

「食」は生活の基本であり、生涯にわたって健康に暮らすためには、食事に対する配慮が必要です。しかし、こどもたちにおいて欠食や孤食が目立ち始め、問題行動や非行等は、不規則な食事など食生活の乱れと関係があるとの指摘もあります。

本町では、各種乳幼児健診に栄養士を配置し、栄養指導を実施することで、「食育」の推進を図っています。

また、地域に根差した「食」の推進（地場産業、安全な食材、旬の食材の導入等）、野菜や米づくり体験活動等の推進により、こどもたちの「食育」について、町の特性を活かした指導内容を工夫していきます。

現在、乳幼児健診での栄養相談、町内の保育所や幼稚園では園で収穫した野菜を使ったクッキングなどを通じた食育の取組を行っています。

今後は、地産地消や多様な暮らしに対応した食育の推進が求められており、農林・福祉・教育分野など関係機関と連携しながら引き続き推進していきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
46	関係機関との連携による思春期保健対策の充実	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
			○		

事業内容

小・中学校において警察職員、学校薬剤師、学校医、その他関係機関より講師を招き薬物乱用防止教室・防煙教室を毎年開催しています。小学校においては保健体育や道徳の授業において「命の教育」、中学校においては「性に関する講演会」を実施しています。

また、近年 SNS の普及によりこどもたちを取り巻く環境は大きく変化しているため、児童生徒、保護者も含んだ「情報モラル」の講演会等を実施していきます。正しい SNS の使い方や危険なこと、いじめにつながる言葉の怖さ等、理解を深めています。

いじめや思春期特有の心の問題による不登校の増加が懸念されるため、学校においては、学校の教育活動全体を通じて、心の健康に関する指導、薬物乱用防止教育、発達段階に応じた性に関する指導、感染症対策、環境衛生への適切な対応、安全教育、食に関する指導等、健康教育の充実を図ります。

今後もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談活動や学校と教育支援センターが連携した教育支援体制の充実を図っていきます。

担当課	学校教育課	実施方針	維持

❷小児医療の充実

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="3">47</td><td rowspan="2">小児医療の充実・確保</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="5">事業内容
本町では、受診に際しての電話相談窓口や休日夜間診療所等の周知を２か月児相談時に行っています。
今後も小児医療体制が整っていくよう地域の状況について実態把握を行い、関係機関と課題の抽出、問題解決に向けて協議を行い、調整しながら小児医療の充実・確保に努めていきます。</td></tr>
<tr><td></td><td>担当課</td><td colspan="2">こども・保健課
福祉課</td><td>実施方針</td><td>維持</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="3">48</td><td rowspan="2">休日及び夜間における小児緊急医療体制整備</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="5">事業内容
休日・夜間にこどもが急病になった場合の電話相談窓口、休日夜間診療所等の周知を２か月児相談時に行っています。
今後も保護者の不安軽減に努めるとともに、小児医療体制が整っていくよう関係機関と調整しながら実施していきます。</td></tr>
<tr><td></td><td>担当課</td><td>こども・保健課</td><td>実施方針</td><td>維持</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="3">49</td><td rowspan="2">こどもの医療費助成</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">事業内容
高校生まで入通院・調剤の医療費助成を実施しています。
今後も引き続き実施していきます。</td></tr>
<tr><td></td><td>担当課</td><td>こども・保健課</td><td>実施方針</td><td>維持</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th colspan="4">事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="4">50</td><td colspan="4" rowspan="2">妊産婦・乳児一般健康診査費用の助成</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="8">事業内容
委託医療機関以外での受診となる場合の扶助制度を実施しています。
今後も引き続き実施していきます。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td colspan="2">こども・保健課</td><td>実施方針</td><td colspan="3">拡大</td></tr>
</table>

【基本施策５】こどもの成長を支えるまち

こどもたちが吉野ヶ里町の地域の中で様々な愛情を受けながら成長していけるよう、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校と切れ目のない子育て、教育支援を行います。

❶地域における子育て支援サービスの充実

<table>
<tr><th>No.</th><th colspan="2">事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="6">51</td><td colspan="2" rowspan="2">保育所</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="6">事業内容
本町には、公立保育所（吉野ヶ里保育園、定員 90 人）が 1 か所のみとなっています。また、認可外保育所として、しらゆり保育園（定員 60 人※）があります。（※肥前精神医療センターに勤務する職員の乳幼児が入園しているが、定員に余裕がある場合は職員以外の乳幼児も受け入れている）
今後も保育対策総合支援事業費補助金を活用した保育人材確保対策を推進し、保育士の人材確保と資質向上に取り組みます。また、新たな保育施設の開設を検討し、保育事業の充実に努めます。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>こども・保健課</td><td colspan="2">実施方針</td><td colspan="2">重点</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th colspan="2">事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="6">52</td><td colspan="2" rowspan="2">認定こども園</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="6">事業内容
本町には、平成 22 年度に開設された認定こども園（吉野ヶ里こども園、定員 125 人）と平成 29 年度に開設された認定こども園（認定こども園きらり、定員 120 人）、令和 4 年度に開設された認定こども園（くるみこども園、定員 215 人）の 3 か所があり、定員は合計して 460 人となっています。
今後も保育士の人材確保事業の推進及び、新たな保育施設の開設を検討し、保育事業の充実に努めます。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>こども・保健課</td><td colspan="2">実施方針</td><td colspan="2">重点</td></tr>
</table>

No.	事業名	ライフステージ別			
53	幼稚園	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○			○

事業内容

幼稚園は、公立の施設は 1 か所（東脊振幼稚園、定員 112 人）、私立の施設は 1 か所（三田川幼稚園、定員 90 人）あり、公立と私立の定員の合計は 202 人となっています。

発達障がい等により特別な支援が必要な園児の実態把握や支援方策の検討等を行い特別支援教育体制の充実を図ります。

また、幼児教育に係る課題について、幼稚園と保育所との連携も含めた学習会を行い、本町の幼稚園教育全体の質的向上に努めます。

担当課	学校教育課 こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
54	子育て支援ネットワークの形成	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○			○

事業内容

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、平成 29 年度に開設した「吉野ヶ里町利用者支援事業 Neue（ノイエ）」を中心とした地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
55	延長保育事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○			○

事業内容

保護者の就労や家族の介護などのために早朝や帰宅が遅い場合に保育所にこどもを預けられる事業です。現在は、吉野ヶ里保育園、くるみこども園、吉野ヶ里こども園、認定こども園きらり、スクルドエンジェル保育園吉野ヶ里園において実施しており、延長保育の時間帯は、園によって異なります。

利用者が増加傾向にあるため、今後も受け皿の確保に努めていきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
56	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
			○		○

事業内容

小学校に就学しているこどもで、保護者が就労、疾病、介護等により昼間家庭にいないこどもや家庭での養育が困難なこどもを対象として、日曜日及び祝日等を除いた授業終了後から午後６時まで（延長午後７時まで）の時間帯において、こどもに適切な遊び及び生活の場を提供し、遊びを中心とした生活支援を通じてこどもの健全育成を図っています。

また、小学校の長期休業期間（夏・冬・春休み）、土曜日等の学校休業日についても、午前 7 時 30 分から午後６時まで（延長午後７時まで）の時間帯において、保護者の就労実態等をふまえて実施しています。

今後も従事者の確保、資質の向上に取り組むとともに、「放課後児童対策パッケージ」推進のもと、学校内にある施設を利用し放課後子ども教室との一体化を図ります。

担当課	社会教育課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
57	児童館の整備	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○	○	○

事業内容

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。児童館は、放課後児童クラブと連携し、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくり、地域子育て支援の拠点として、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施しています。

今後も引き続き実施していきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
58	児童の養育に関する相談・情報	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○		○

事業内容

①地域子育て支援拠点事業

子育てに関する相談、情報の提供、子育て講座、親子のふれあいスペースと遊びの提供などを行う事業です。現在、くるみこども園内（くるみっこ）、吉野ヶ里こども園（ころころ広場）及び三田川児童館において実施しています。

②養育支援訪問事業

少子化、核家族化の進行に伴う家族形態の変化や都市化の進展に伴う近隣との人間関係の希薄化により、子育て中の親が、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域にいないなど、家庭や地域における子育て機能の低下が問題となっています。そうしたなかで、本来こどもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭への支援については、従来の「通所型」だけではなく、家庭訪問等の「訪問型」の支援の必要性が高まっており、保健師の訪問による育児相談等の援助を実施しています。

今後、新規開設予定の園において、地域子育て支援拠点事業を新たに実施し、さらなる充実を図っていきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	拡大

No.	事業名	ライフステージ別			
59	一時預かり事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○			○

事業内容

入院や家族の介護、または繁忙期の就労や研修、さらには育児疲れのリフレッシュや学校行事のときなどに、一時的にこどもを預けられる制度です。

今後も引き続きニーズに対応し実施していきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
60	病児・病後児保育事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○		○
	事業内容 児童の疾病時の保護者の児童養育に関する支援として、平成 29 年度から認定こども園きらりにおいて病後児保育事業を実施しています。 今後も引き続き佐賀市内での病児・病後児保育、認定こども園きらりでの病後児保育事業を実施していきます。				
	担当課	こども・保健課	実施方針	維持	

No.	事業名	ライフステージ別			
61	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○			○
	事業内容 保育所に通っていない満 3 歳未満のこどもについて、家庭における不安感や孤立を軽減し、すべてのこどもの育ちを応援することを目的に、親の就労状況に関わらず通園できる制度であり、本町においても対応を検討していきます。				
	担当課	こども・保健課	実施方針	新規	

❷学校による教育環境等の整備

No.	事業名	ライフステージ別			
62	幼児教育の充実	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○		

事業内容

現在、年長児については、小学校入学前に面談を行い、小学校と連携を図っています。

「小１プロブレム」等の課題をふまえ、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携を一層強化し、こどもの学びの連続性を確保します。

校区内の幼稚園等に、小学校特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任が訪問するなど、双方において情報交換を図っています。

今後も幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携を一層強化し、こどもの学びの連続性を確保していきます。また、特別な支援を必要とする就学前児童については、双方において情報交換を図り、切れ目のない支援を実現していきます。

担当課	学校教育課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
63	確かな学力の向上	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
			○		

事業内容

次代の担い手であるこどもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、本町独自の取組を進め、学校の教育環境等の整備を今後も推進します。

児童生徒には、１人１台端末の整備ができたことで、デジタル教材及びフィルタリングソフトを導入して家庭学習の支援をすすめており、中学校においては、学力向上支援員（英語・数学）を配置し、学力に応じたきめ細かな学習指導を実施しています。また、放課後や長期休業中には地域の人材を活用した学習支援事業を実施しており、今後も引き続き実施していきます。

担当課	学校教育課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
64	不登校に関する中核機関の充実と地域ぐるみのサポートシステム整備・推進事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
			○		

事業内容

小・中学校で、いじめや不登校等の児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識、経験を有する「スクールカウンセラー」を県より派遣し、学校におけるカウンセリングの充実を図っています。

現在、スクールカウンセラーが、諸問題に対応し、学校、学校教育課、こども・保健課との連携により地域ぐるみのサポート体制が構築されています。また、令和 5 年度からは、各学校に学校生活支援員を配置しています。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによるカウンセリング機能の拡充（相談日及び活動時間の増加など）、不登校・不登校傾向児童生徒の増加傾向に伴う教育支援センター支援体制の拡充（支援員の増加など）に努めており、今後も継続して実施していきます。

担当課	学校教育課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
65	豊かな心の育成	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
			○		

事業内容

① 「心のノート」を活用した道徳教育の推進、教員の指導力の向上

文科省より配布の「心のノート」は、町内の小・中学校の教室に配置し、児童が自分の考えを書き、生き方を振り返るノートとして、道徳の時間はもとより学級活動の時間などにも活用し効果を上げています。

② 道徳教育の教師用指導手引き資料の全学級配布

道徳教育の教師用指導手引き資料は全学級に配布し、道徳の授業において活用していますが、今後は資料の充実を一層図っていきます。

小学校では平成 30 年度から、中学校では平成 31 年度から「特別の教科 道徳」（道徳科）を実施しています。義務教育活動全体を通じて自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養っています。

今後も引き続き実施していきます。

担当課	社会教育課 学校教育課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
66	健やかな身体の育成	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○	○	○

事業内容

こどもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状をふまえ、こどもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進めています。

また、こどもが自主的にさまざまなスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携を図るなど、スポーツ環境の充実に努めています。

こうしたスポーツクラブ活動を核として、こどもだけではなく親同士の情報交換や懇親を深め、子育てコミュニティの形成を図っています。

さらに、こどもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけさせるための健康教育推進対策を検討するとともに児童生徒の運動に対する意欲を高め、運動に親しむ契機となる取組を検討します。

① 総合型地域スポーツクラブ

スポーツクラブ等に補助を行いながら、異世代間のスポーツ交流として、各種競技を実施していきます。

② 野外活動等の自然体験活動

野外活動等の自然体験活動として、長期休業期間や休日等に親子や異世代間の交流として各種教室等を推進していきます。

③ 小学校・中学校

学校における児童生徒の体力向上のための取組を推進するほか、中学校では、教員の負担軽減のため部活動指導員を配置し、指導の充実を図っていきます。

担当課	社会教育課 学校教育課	実施方針	拡大

No.	事業名	ライフステージ別			
46	関係機関との連携による思春期保健対策の充実（再掲）	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
			○		

事業内容

小・中学校において警察職員、学校薬剤師、学校医、その他関係機関より講師を招き薬物乱用防止教室・防煙教室を毎年開催しています。小学校においては保健体育や道徳の授業において「命の教育」、中学校においては「性に関する講演会」を実施しています。

また、近年 SNS の普及によりこどもたちを取り巻く環境は大きく変化しているため、児童生徒、保護者も含んだ「情報モラル」の講演会等を実施していきます。正しい SNS の使い方や危険なこと、いじめにつながる言葉の怖さ等、理解を深めています。

いじめや思春期特有の心の問題による不登校の増加を懸念されるため、学校においては、学校の教育活動全体を通じて、心の健康に関する指導、薬物乱用防止教育、発達段階に応じた性に関する指導、感染症対策、環境衛生への適切な対応、安全教育、食に関する指導等、健康教育の充実を図ります。

今後もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談活動や学校と教育支援センターが連携した教育支援体制の充実を図っていきます。

担当課	学校教育課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
67	関係機関との連携によるこどもを取り巻く有害環境対策の推進	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
			○		

事業内容

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピューターソフト等が販売されていることに加え、テレビ、携帯電話、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、こどもに対する悪影響が懸念される状況です。

家庭教育学級の一貫として、外部講師による学校ごとの講演会において、インターネットに潜む犯罪の危険性や命の教育を実施しています。

今後も、有害情報等がこどもに悪影響をおよぼさないように各関係機関で連携し、町内の巡回を実施します。

担当課	学校教育課 社会教育課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
68	適切な学校管理	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
			○		

事業内容

① 学校運営協議会の設置

学校運営協議会規則に基づき、地域の住民・保護者等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画していきます。

今後は、地域住民等と学校とが協働し、学校づくりを推進します。

② 公立学校施設の整備充実推進事業

「吉野ヶ里町立学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の老朽化対策を計画的に進めます。

担当課	学校教育課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
69	学校給食費補助事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
			○		

事業内容

学校給食費を負担する多子世帯の保護者に学校給食費補助金を交付しています。吉野ヶ里町内に住所を有し、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子、うち第 2 子以降が吉野ヶ里町立小中学校に在籍している児童生徒を養育している保護者に対して、学校給食費を第 2 子半額、第 3 子以降全額を補助しています。

今後も引き続き実施していきます。

担当課	学校教育課	実施方針	維持

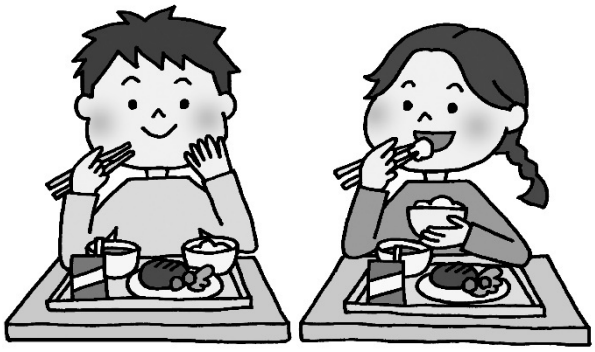

❸地域連携による見守り・教育支援

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="2">70</td><td rowspan="2">世代間交流の推進</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td colspan="5">事業内容
少子化が進むなかで、近所づきあいや親戚づきあいなどが希薄化しつつある現状を捉え、こどもたちが高齢者や地域の人々とふれあう機会や地域のお祭りなどの世代間交流の場が少なくなりつつあります。
三田川児童館では高齢者との交流事業として、町の将棋クラブより協力いただき「将棋教室クラブ」を実施しています。また、乳幼児と小学生の交流として「フルーツキッズ交流会」も実施しています。
また、地域のなかの学校という理念のもと、地域住民が積極的に関わりをもち、学校と地域が一体となってこどもを育て見守る体制づくりを構築するため、フリー参観日や町民向け学校だよりでの情報発信などを実施しているほか、コミュニティスクールの導入を検討しています。
今後も引き続き実施していきます。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>こども・保健課
社会教育課
福祉課
学校教育課</td><td>実施方針</td><td colspan="2">維持</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="2">71</td><td rowspan="2">児童を取り巻く関係機関の連携</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td colspan="5">事業内容
児童の健全育成を図る上で、児童館、公民館、学校等の社会資源及び主任児童委員、民生委員児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等の連携と協力において、青少年育成町民会議による児童の健全育成に向けた体制づくりに取り組んでいます。町内のコンビニや大型商業施設などに対し地域点検活動を行い、青少年の健全育成について協力依頼を行っています。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>社会教育課
こども・保健課
学校教育課
福祉課</td><td>実施方針</td><td colspan="2">維持</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th colspan="2">事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="3">72</td><td colspan="2" rowspan="2">民生委員児童委員等研修事業</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="6">事業内容
　主任児童委員または民生委員児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取組等こどもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めていくために、民生委員児童委員等研修を今後も継続し、こどもたちの健全な育成を支援しています。
　今後も継続して実施していきます。</td></tr>
<tr><td></td><td>担当課</td><td>福祉課</td><td colspan="2">実施方針</td><td>維持</td></tr>
</table>

基本目標	Ⅲ	安心して子育てができる やさしい吉野ヶ里町づくり

【基本施策 6】若者が安心して暮らせるまち

若者がこのまちでずっと暮らしたい、働きたい、子育てがしたいと思える吉野ヶ里町となるよう各種支援を推進します。

❶若者へのサポート

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="3">73</td><td rowspan="2">若者の地域参画づくり</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">事業内容
若者世代に祭りや地域行事に参画してもらうなかで、地域の一員として大人と関わり、まちづくりの楽しさや町への愛着を深め、ずっと住みたいふるさととなるよう、周知・啓発を行っていきます。</td></tr>
<tr><td></td><td>担当課</td><td colspan="2">全課</td><td>実施方針</td><td>新規</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="3">74</td><td rowspan="2">若者の就業意識の養成</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">事業内容
若者が早くから仕事に接し、就労について考える機会をもつことにより、就業を自らの人生において積極的に位置づけられるよう、若者の社会性や経済活動に向けた視野を要請することが必要です。
このため、職場体験等を通じた小・中・高等学校におけるキャリア教育、企業人講師を学校に招くなど、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関し、児童生徒に理解を促す体制づくりを検討しています。
現在、中学 2 年生の生徒全員が様々な職種のなかから自分にあった仕事を選び職場・職業体験学習をおこなっており、今後も引き続き実施していきます。</td></tr>
<tr><td></td><td>担当課</td><td colspan="2">学校教育課</td><td>実施方針</td><td>維持</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="4">75</td><td rowspan="2">悩みをかかえる若者とその家族への相談窓口体制</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">事業内容
悩みをかかえる若者やその家族への公的な相談に対応し、社会的孤立やひきこもりなどの解消を図ります。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>福祉課</td><td>実施方針</td><td colspan="2">新規</td></tr>
</table>

❷次代の親への切れ目のない支援

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="4">76</td><td rowspan="2">命の大切さ、家庭の役割等への理解</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">事業内容
これから親となる人が皆、乳幼児期のこどもとふれあう機会やこどもや家庭の大切さを考える機会をもつことが必要です。
さまざまな場において、小・中学生が乳幼児とふれあう機会をもち、子育て層の親だけでなく、若者も十分に理解し、参画できる社会環境づくりが求められます。
こうした考え方に基づき、町内の保育所、幼稚園、健康福祉センターなどにおいて個々の施策を立案し、相互連絡を図りながら、総合的な施策として展開を検討するほか、発達段階に応じた性教育「生命（いのち）の安全教育」や家庭の役割、保育体験を含む子育て理解等に関する教育推進について、検討を進めていきます。
中学校では、幼稚園・保育所との交流を通じて保育に関しての学習の理解と実践を行います。現在、中学生の職場体験で、保育所や幼稚園、健康福祉センター内の２か月児相談、手形足形作りのお手伝い、母子教室（育児に関する相談など）への参加を行っています。
また、子育てや子育て支援に関する各種のフォーラム、ワークショップの開催やこども参加型のイベントを実施し、こどもと大人が交流し合える機会の提供などにより、こどもを産み、育てることを社会全体で応援する意識啓発に努めています。
今後も引き続き実施していきます。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>学校教育課
こども・保健課</td><td>実施方針</td><td colspan="2">維持</td></tr>
</table>

No.	事業名	ライフステージ別			
77	男女共同参画の推進	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
			○	○	○

事業内容

性別にとらわれず、互いに認め合うことのできる価値観を醸成し、固定的性別役割分担等の男女双方の意識改革に取り組みます。また、「男性の家事、子育て参画」「ワーク・ライフ・バランス」においても総合的に周知啓発を行っていきます。

担当課	財政協働課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
78	妊娠・出産の安全安心確保	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○			○

事業内容

妊娠・出産・育児期に、女性が楽しく、気持ちよく過ごせ、快適な環境で出産することのできる環境づくりに向け、11 月 3 日を「いいお産」の日として、意識の啓発を進めています。

また、周辺市町を含む関係機関等の協力のもとで、周産期医療ネットワークの形成を進め、母体、胎児、新生児を総合的に管理し、母と子の健康確保に向けた環境づくりに努めています。

今後も助産師による妊産婦訪問や相談を実施していきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
79	不妊に悩む人への支援	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
				○	○

事業内容

佐賀県では、不妊に悩む夫婦に対し、佐賀中部福祉保健事務所に不妊専門相談センターを設置し、女性専門医の相談を実施しています。また、治療費について、県において一部助成を行っています。

毎年開催される県不妊専門相談センター主催の不妊に悩む本人や家族を対象とした学習会については、町広報誌等により周知を行っており、今後も継続して周知や案内を行っていきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	縮小

No.	事業名	ライフステージ別			
80	育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法等の周知・啓発事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
					○

事業内容

育児・介護休業法等について、関係機関発行のパンフレットや各種講座などを通じて周知・啓発に努めています。

今後も引き続き実施していきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
81	育児休業の取得等事業主等に対する意識啓発事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
					○

事業内容

職場優先の意識や固定的な性別役割意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因の解消に努めるため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等を行い、育児休業の取得等に関する意識啓発に努めています。

今後も引き続き実施していきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
82	ファミリー・フレンドリー企業の普及促進事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
				○	○

事業内容

男性を含めたすべての人々が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、仕事と育児・介護との両立に向けた取組を行う企業の普及育成について、さまざまな機会を通じて情報を提供します。

現在、県の「子育て応援宣言事業所」として町内では 10 社が登録されています。

今後もさらなる増加をめざして引き続き実施していきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

【基本施策 7】安心して子育てができるまち

子育て家庭が安心して暮らせるよう、安全安心に暮らせる居住環境をつくり、子育てを応援する取組を充実させます。

❶安全安心に暮らせる子育て環境の整備

<table>
<tr><th>No.</th><th colspan="3">事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="4">83</td><td colspan="3" rowspan="2">良質な住宅の確保</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="7">事業内容
町営住宅において、子育て期にある多子世帯等がゆとりのある住宅に入居できるようなバリアフリー化等の対策を検討していきます。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td colspan="2">建設事業課</td><td colspan="2">実施方針</td><td colspan="2">維持</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th colspan="3">事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="4">84</td><td colspan="3" rowspan="2">公共施設等のバリアフリー化</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="7">事業内容
妊産婦やこども連れの親、こどもたちをはじめ、高齢者、障がい者にいたるすべての人が安心して外出できるようなまちづくりが必要です。
そのためには、公共施設や公共交通機関、建築物等においてバリアフリー化を進めていく必要があり、今後も歩行空間、河川空間のバリアフリー整備やユニバーサルデザインによる公園整備等を実施していきます。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td colspan="2">財政協働課
社会教育課</td><td colspan="2">実施方針</td><td colspan="2">維持</td></tr>
</table>

No.	事業名	ライフステージ別			
85	赤ちゃんの駅設置事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
					○

事業内容

「赤ちゃんの駅」とは、おおむね３歳までのこどもを連れた保護者が、外出中に「授乳」 及び「オムツ替え」の必要が生じたときに、無料で、他人の目を気にせず、気兼ねなく利用できる設備を有した場所のことです。

町では、三田川児童館、ふれあい館及びきらら館で実施しています。

今後は、公共施設だけでなく民間施設にも登録を働きかけ、その所在を広く周知することにより、安心して外出できる環境づくりを推進します。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
86	通学通園の送迎支援対策	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
			○		○

事業内容

コミュニティバスは、朝夕の通勤通学線のみ運行。小学生未満は無料で乗降でき、「町内在住の小・中学生」や「障がい者手帳・療育手帳等の交付を受けている人とその付添人１名」も、運賃免除証の交付を申請すれば運賃は全額免除されます。

また乗合タクシー「よしくる」は、未就学児は無料で乗車でき、１人１乗車 300 円で町内どこでも乗降できます。

今後も、吉野ヶ里町地域公共交通活性化協議会の方向性に従い、コミュニティバスや乗り合いタクシーの利便性の向上をめざして協議を進めていきます。

担当課	財政協働課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
87	安全な道路交通環境の整備	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○	○	○

事業内容

子育て家庭が安全・安心に生活していくためには、こどもの視点、こども連れの親の視点に立った道路交通環境の整備が必要です。

このため、歩道の整備や幅員の狭い道路の拡幅整備等を図るとともに、警察等との連携のもとに通行規制や速度制限等の交通規制及び信号機の設置やカーブミラー設置など、交通安全施設の整備を検討し、妊産婦やこども連れの親、こどもたちが安心して通行できる道路交通環境の整備に努めます。

今後も引き続き実施していきます。

担当課	学校教育課 建設事業課 こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
88	安全・安心のまちづくりの推進等	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○	○	○

事業内容

青少年育成町民会議では犯罪被害防止のための研修会や、各地区に育成指導員・子ども 110 番の家・飛び出し注意の看板の配置依頼を行い、町全体で安全・防犯体制を整備しています。また、育成指導員や希望者に防犯マグネットやベストを配布し、日々の生活や行事で犯罪被害防止の為、巡回を行ってもらっています。地区懇談会では区長や地区の方、保護者、学校長などが集まり、地区での問題点を話し合うことで、こどもたちの安全な地域環境の推進を図っています。

今後も引き続き実施していきます。

担当課	社会教育課	実施方針	維持

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="4">ライフステージ別</th></tr>
<tr><td rowspan="3">89</td><td rowspan="2">こどもの交通安全を確保するための活動の推進</td><td>誕生～乳幼児期</td><td>学童～思春期</td><td>青年期</td><td>子育て</td></tr>
<tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="5">事業内容
吉野ヶ里町には国道、主要地方道、JR の各路線が通っており、一部は通学路にもなっているため、こどもたちが交通事故にあう危険性があります。そのため、学校や PTA、行政、警察等が協力して、こどもを交通事故から守っていく必要があります。
各学校においては、安全な登下校についての指導を行っているほか「交通安全教室」を開催し、児童に正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけることにより交通事故の防止を図っているほか、年１回交通教室を実施し、PTA、警察、地域ボランティアの協力など連携をとりながら工夫して開催しています。また、保育所、幼稚園においては、交通安全教育指導者研修会への保育士の派遣や幼児の交通安全指導等の取組を推進しています。
また、チャイルドシートの着用を徹底し、交通安全イベント等における正しい装着方法の指導等の取組を推進しています。
今後も引き続き実施していきます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当課</td><td colspan="2">学校教育課
こども・保健課
総務課</td><td>実施方針</td><td>維持</td></tr>
</table>

No.	事業名	ライフステージ別			
90	こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○	○	○

事業内容

小・中学校では、学校における年１回の防犯教室の実施や児童への防犯機器の貸与、保護者への防犯情報の携帯メール配信（はなまる連絡帳）を行っているほか、PTA や町職員による児童下校時の広報車巡回に加え、「おやじ会」による青色パトロールを実施しています。また、老人クラブにより地元小学校の通学路で地域のこどもたちの安全のために見守り活動を行っています。

今後もこうした活動の継続実施に努め、見守りの担い手の裾野を広げるため、ウォーキング、ジョギング、買物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際、防犯の視点をもって見守りを行う「ながら見守り」等を推進し、学校、地域、関係機関のより一層の連携強化により、防犯意識の高揚や犯罪被害の防止に努めます。

また、通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険個所の情報共有や学校内外における見守り活動等を行う学校安全ボランティアスクールガードの養成及び防犯ボランティアの活動の支援を行っています。

今後も引き続き実施していきます。

担当課	学校教育課 社会教育課	実施方針	維持

❷子育てを応援する取組の推進

No.	事業名	ライフステージ別			
91	結婚新生活支援事業	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
				○	○

事業内容

吉野ヶ里町での子育てがイメージできるよう、若者が魅力的に感じることのできる結婚や新生活支援を行います。現在、入居に関わる費用や引越費用等の一部を補助し、新たに夫婦となられた方々の生活を応援しています。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
92	こどもに対する祝い金	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
			○		○

事業内容

現在行っている出生祝い金について、こどもの成長段階における祝い金の支給として利用できるよう調整を行っていきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	新規

No.	事業名	ライフステージ別			
93	子育て情報の発信	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
					○

事業内容

吉野ヶ里町ホームページによる情報発信サイトを開設し、各種子育て支援サービスや行事予定等を掲載し、子育て世帯へ向けた豊富な情報発信を行っています。また、子育て支援マップや子育て応援情報誌などの紙媒体にも注力し、各種の子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう努めています。

今後も引き続き実施していきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
94	おやこの教室	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○			○

事業内容

親子のふれあい遊びや友達づくりを目的に、児童館でのドレミ広場、きらら館でのワンツー体操を実施しています。

今後も親子のふれあい遊びなどを通じた保護者同士の交流の場を提供します。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
95	子育て支援ネットワークの形成	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○			○

事業内容

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、平成 29 年度に開設した「吉野ヶ里町利用者支援事業 Neue（ノイエ）」を中心とした地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進しています。

また、子育てやこどもの育ちをまちぐるみで応援していくために、子育て支援ボランティア等を中心とした、子育て NPO や子育てサークルの育成に努めています。

今後も引き続き実施していきます。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

No.	事業名	ライフステージ別			
96	高齢者による子育て支援	誕生～乳幼児期	学童～思春期	青年期	子育て
		○	○		○

事業内容

高齢者による育児支援、就学児童に対する子育て支援活動の実施の可能性などについて、各関係機関などとの意見調整を行います。

担当課	こども・保健課	実施方針	維持

第６章　子ども・子育て支援事業計画

１．教育・保育の提供区域の設定

本町は地形的に山岳や大規模河川等で分断されておらず、一体となった地理的条件を有します。また、国道・県道・町道等で町内の各地域が結ばれており、社会的なつながりがあります。

さらに、町内の幼児教育・保育施設は、町内全域から利用されています。

以上を勘案し、本町の「教育・保育の提供区域」は、町全域を１区域と設定します。

このため、本計画の量の見込みは、すべてこの区域（町全域）を対象とした設定となります。

２．将来のこども人口

吉野ヶ里町において、令和６年の０～17 歳（各年４月１日現在）のこどもの割合は、町人口の 17.7%、また本計画の対象となる 29 歳までを含む割合は 30.7%を占めています。将来のこども人口について０～17 歳の推計をみると、令和６年の 2,857 人から令和 11 年には 2,606 人まで減少することが見込まれます。一方、18～21 歳、22～29 歳の人口について増加傾向が予測されており、子育て世代にあたる重要な年代として留意すべき点となっています。

	実績					推計				
	令和2年	令和３年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～17歳の子ども	2,962	2,944	2,910	2,910	2,857	2,853	2,778	2,715	2,680	2,606
0歳	152	138	165	165	148	163	166	169	175	179
1歳	143	158	142	142	136	119	126	124	123	123
2歳	140	149	155	155	155	149	130	140	138	138
3歳	159	147	148	148	146	143	134	116	122	119
4歳	163	163	143	143	160	154	152	144	124	132
5歳	134	164	157	157	149	172	166	164	154	134
6歳	171	135	161	161	147	137	156	150	145	135
7歳	153	171	135	135	160	145	132	153	146	144
8歳	176	147	172	172	158	194	176	163	190	182
9歳	185	178	145	145	137	125	152	137	125	144
10歳	157	184	176	176	175	171	159	195	177	162
11歳	200	157	187	187	147	153	148	136	166	149
12歳	179	195	151	151	172	127	132	127	116	139
13歳	171	180	193	193	188	222	167	174	170	155
14歳	182	169	180	180	152	150	171	126	130	124
15歳	154	184	165	165	190	153	152	176	130	134
16歳	172	154	180	180	174	214	174	175	206	153
17歳	171	171	155	155	163	162	186	149	145	161
就学前	891	919	910	910	894	900	874	856	836	825
小学生	1,042	972	976	976	924	925	923	933	947	916
中学生	532	544	524	524	512	499	469	427	415	418
高校生	497	509	500	500	527	529	512	500	481	447
18～21歳	730	726	718	718	708	735	742	809	804	777
22～29歳	1,323	1,380	1,373	1,373	1,389	1,395	1,407	1,385	1,388	1,428
0～17歳の子どもの対人口比	18.4%	18.2%	18.0%	18.0%	17.7%	17.4%	16.9%	16.4%	16.2%	15.8%
「こども計画」対象者の対人口比	31.2%	31.2%	31.0%	31.0%	30.7%	30.4%	29.9%	29.6%	29.4%	29.2%

３．教育・保育の見込み量と提供体制確保の方針

本町では、就学前の保育・教育施設などの利用にあたり、こどもの年齢や保育の必要性に応じて利用のための認定を行います。計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、令和 2 年度からの実績を基に、計画策定に係るニーズ調査（令和 5 年度実施）の結果も活用し定めます。

【幼児期の保育・教育の量の見込みと確保の内容及び時期】

「保育・教育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な保育・教育施設の整備を計画的に実施していきます。

【確保方策の考え方】

母親の就労率の上昇などによる保育ニーズの増加が今後も見込まれるため、地域の実情に合わせて、定員の見直しを行い、提供体制を確保していきます。

【量の見込みと確保方策】

（1）１号認定（３～５歳）幼稚園・認定こども園

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み	人	160	157	160	160	164
②確保方策	人	160	157	160	160	164
特定教育・保育施設	人	160	157	160	160	164
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
②―①	人	0	0	0	0	0

（2）２号認定（３～５歳）認定こども園・保育所

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み	人	285	281	287	291	300
②確保方策	人	285	281	287	291	300
②―①	人	0	0	0	0	0

（3） 3号認定（0～2歳）認定こども園・保育所

■ 0歳児

		単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み		人	41	43	45	47	49
②確保方策		人	41	43	45	47	49
	特定教育・保育施設	人	29	31	33	35	37
	地域型保育	人	12	12	12	12	12
②―①		人	0	0	0	0	0

■ 1歳児

		単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み		人	94	99	100	102	104
②確保方策		人	94	99	100	102	104
	特定教育・保育施設	人	82	87	88	90	92
	地域型保育	人	12	12	12	12	12
②―①		人	0	0	0	0	0

■ 2歳児

		単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み		人	102	106	111	113	115
②確保方策		人	102	106	111	113	115
	特定教育・保育施設	人	90	94	99	101	103
	地域型保育	人	12	12	12	12	12
②―①		人	0	0	0	0	0

４．地域子ども・子育て支援事業

（1）利用者支援事業

【事業内容】

こども及びその保護者、妊娠している人等が町内外を問わず教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援を行います。

【実施個所】 1か所

■利用者支援事業（基本型）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1

■利用者支援事業（こども家庭センター型）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	か所	0	1	1	1	1
確保方策	か所	0	1	1	1	1

■地域子育て相談機関（全体実施か所）

地域子育て相談機関として、町内2か所（中学校区ごと）での実施へ向けて調整を行っていきます。

■妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	回	470	470	468	466	464
確保方策	回	470	470	468	466	464

【確保方策の考え方】

特定型として、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、東脊振健康福祉センター「きらら館」で「吉野ヶ里町利用者支援事業 Neue（ノイエ）」を実施します。こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業については、現在対応できる体制が整備されていないので、関係機関と連携して今後の対応について検討していきます。

（地域子育て相談機関について、今後各中学校区ごとの実施をめざしていきます。）

（2）地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

地域の子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える仕組みをつくります。子育て家庭の相談・支援のほか、絵本の読み聞かせ等のイベントを行います。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	人	58	59	59	59	59
確保方策	人	58	59	59	59	59

【確保方策の考え方】

地域子育て支援センターで実施し、子育て支援の専門性を有する職員の配置など相談支援機能を強化します。

（3）妊婦健康診査

【事業内容】

妊娠中の定期的な健康診査により、妊娠期における母子の健康が確保されるよう、妊娠の届出をした全妊婦に対し、妊婦健康診査受診票（補助券）を交付しています。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	人	235	235	234	233	232
確保方策	人	235	235	234	233	232

【確保方策の考え方】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を配布し、受診を奨励します。（14 回が公費負担）

（4）産後ケア事業【新規】

【事業内容】

産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	人	51	51	51	48	48
確保方策	人	51	51	51	48	48

【確保方策の考え方】

現在対応できる体制が整備されていないので、関係機関と連携して今後の対応について検討していきます。

（5）乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

町の委嘱を受けた母子保健推進員等が生後 4 か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児に関する相談・情報の提供、養育環境の把握等を行います。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	人	152	152	152	151	150
確保方策	人	152	152	152	151	150

【確保方策の考え方】

町の委嘱を受けた母子保健推進員等が訪問し、事業を実施します。

（6）養育支援訪問事業

【事業内容】

子育てに対して不安や孤立感等を抱えるなどの養育支援が必要な家庭を訪問し、当該家庭がかかえる問題の解決を図ります。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	回	79	79	80	80	79
確保方策	回	79	79	80	80	79

【確保方策の考え方】

保健師による相談事業のほか、支援内容に応じ、保健・福祉関係者等が事業を実施します。必要に応じて、要保護児童対策地域協議会において、個別ケース会議を開催し、必要な検討を行います。

（7）子育て世帯訪問支援事業【新規】

【事業内容】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	人日	17	17	17	17	17
確保方策	人日	―	―	―	―	―

【確保方策の考え方】

現在対応できる体制が整備されていないので、関係機関と連携して今後の対応について検討していきます。

（8）児童育成支援拠点事業【新規】

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	人	2	2	2	2	2
確保方策	人	―	―	―	―	―

【確保方策の考え方】

現在対応できる体制が整備されていないので、関係機関と連携して今後の対応について検討していきます。

（9）親子関係形成支援事業【新規】

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	人	3	3	3	3	3
確保方策	人	―	―	―	―	―

【確保方策の考え方】

現在対応できる体制が整備されていないので、関係機関と連携して今後の対応について検討していきます。

（10）子育て短期支援事業

【事業内容】

子育て短期支援事業について、町内では、保護者が、疾病など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる短期入所生活援助（ショートステイ事業）事業を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	人	219	217	219	219	217
確保方策	人	219	217	219	219	217

【確保方策の考え方】

町内に、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等がないため、町外の施設に委託しています。

（11）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業内容】

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）は、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動の連絡・調整を行うものです。相互援助活動には、こどもの預かりや施設への送迎等があります。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	人	26	26	26	26	26
確保方策	人	26	26	26	26	26

【確保方策の考え方】

実績やニーズをふまえて事業を実施します。

（12）一時預かり事業

【事業内容】

保護者が就労や病気、その他私的な理由により、一時的に家庭での保育が困難になる場合に乳幼児を保育所で一時的に預かる事業です。幼稚園では、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに在園児を対象に預かります。

【量の見込みと確保方策】◆預かり保育（幼稚園）

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	人	8,200	7,892	7,892	7,790	7,892
確保方策	人	8,200	7,892	7,892	7,790	7,892

【量の見込みと確保方策】◆一時預かり（保育所）

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	人	15	15	15	15	15
確保方策	人	15	15	15	15	15

【確保方策の考え方】

今後も町内の幼稚園、認定こども園、保育園においてニーズに対応できる体制の整備に努めます。

（13）延長保育事業

【事業内容】

各園が設定する保育標準時間及び保育短時間のそれぞれの始期及び終期前後の保育需要への対応を推進する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	人	240	240	240	240	240
確保方策	人	240	240	240	240	240

【確保方策の考え方】

今後も町内の認定こども園、保育園においてニーズに対応できる体制の整備に努めます。

（14）病児・病後児保育事業

【事業内容】

児童が入院治療を要しない病気療養中または病気の回復期で集団生活が困難な期間に、保護者が就労等により看病できない場合、一時的に専用施設で保育と看護を行う事業です。

本町は、佐賀市内の事業所 2 か所に委託して病児・病後児保育を実施しています。

今後、就労の状況を勘案して、鳥栖市方面において拡充を検討します。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	人	4	4	4	4	4
確保方策	人	4	4	4	4	4

【確保方策の考え方】

①認定こども園きらりにて、病後児保育を実施します。

②町外の事業所に委託し、病児・病後児保育を実施します。

③事前登録・利用予約・主治医の診察が必要ですが、さらに、利用しやすいように改善を図ります。

（15）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

保護者が就業または疾病等により、放課後自宅で保育できない家庭の小学生児童（１～６年生）に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	人	154	157	158	159	154
1 年生	人	66	72	67	70	65
2 年生	人	51	51	57	52	55
3 年生	人	37	34	34	37	34
確保方策	人	154	157	158	159	154
1 年生	人	66	72	67	70	65
2 年生	人	51	51	57	52	55
3 年生	人	37	34	34	37	34

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	人	18	20	19	18	20
4 年生	人	12	14	12	12	14
5 年生	人	3	3	4	3	3
6 年生	人	3	3	3	3	3
確保方策	人	18	20	19	18	20
4 年生	人	12	14	12	12	14
5 年生	人	3	3	4	3	3
6 年生	人	3	3	3	3	3

【確保方策の考え方】

①小学校区ごとに学童保育を実施します。（東脊振放課後児童クラブ、三田川放課後児童クラブ）

②施設の老朽化及び今後の需要を見込み、全小学校区の 100％に整備することを維持します。

（16）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後、導入について検討します。

（17）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設（認可外含む）等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。今後、導入について検討します。

（18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

【事業内容】

保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠のなかで保育施設を柔軟に利用できる制度です。今後導入について検討します。

【量の見込みと確保方策】

（0 歳）

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	人	7	7	7	7	7
確保方策	人	―	―	―	―	―

（1 歳）

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	人	3	4	4	4	3
確保方策	人	―	―	―	―	―

（2 歳）

	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	人	3	3	3	3	3
確保方策	人	―	―	―	―	―

【確保方策の考え方】

今後、新たな保育園の開設と併せて受け皿の確保を検討していきます。

５．放課後児童対策（「新・放課後子ども総合プラン」）に基づく計画

これまで、放課後にこどもが安全に、かつ安心して過ごすことができる場を確保するため、こどもの居場所づくりの充実に関する町の取組を、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく計画として策定し、取組が進められてきました。この「新・放課後子ども総合プラン」は令和５年度末をもって終了しましたが、引き続き「こども計画」と連動し継続的かつ計画的に取組を進めることが求められています。

本町においては以下の方針で、放課後のこどもたちへの取組を進めます。

（１）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

①待機児童解消に向けた具体的な取組

令和６年度現在、放課後児童クラブに待機児童はありません。令和 11 年度までの量の見込みやこどもの人口推計の状況、利用者のニーズにより、放課後児童クラブをはじめとした受け皿の拡充を進めます。

（２）放課後子ども教室

放課後子ども教室の利用実績を基に、計画期間内における目標事業量等を設定します。

■現在の取組と目標事業量

〔実績〕

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
教室数	か所	2	2	2	2	2

〔目標事業量〕

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
教室数	か所	2	2	2	2	2

（３）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室との連携

共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安心安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう教育委員会と協力し、両事業を進める必要があります。

①校内交流型及び連携型（※）の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

次代を担う人材育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会の拡大が重要となります。共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、令和 11 年度までに、今後も校内交流型又は連携型（※）の実施について、２か所で事業実施を行っていきます。

（※）校内交流型…放課後児童クラブと放課後子ども教室を同会場、同日時で開催する形態。
連携型…放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室の会場で、教室のプログラムを体験する形態。

〔目標事業量〕校内交流型

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
教室数	か所	2	2	2	2	2

〔目標事業量〕連携型

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
教室数	か所	2	2	2	2	2

②放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型、連携型の推進に関する具体的な取組

教育委員会と連携して、定期的な検討の場を設け、校内交流型又は連携型の実施について協議します。

③放課後児童クラブと放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な取組

学校は、児童が放課後も校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、教育委員会と連携して、放課後児童対策に取り組むことが重要となります。

学校内での放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たっては今後も引き続き利活用の可能性について検討します。

④放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施に係る関係機関の連携に関する取組

両事業に係る課題が発生した場合に、教育委員会をはじめ関係機関が連携して、調査や協議を行います。

⑤放課後児童クラブ職員の資質向上のための取組

放課後児童クラブは単に児童を預かるだけではなく、基本的な生活習慣や社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場であり、こどもの健全育成を図る役割を担っています。

その助けとなるべき支援員の資質向上のため、各機関が実施する研修への積極的な参加を推進します。

⑥特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における障がいのある児童の受入れ数は年々増加しており、こうした特別な配慮を必要とする児童も安心して過ごすことができるような取組が重要となります。

放課後児童クラブでは、障がい児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置や障がい児を受け入れるために必要な改修、設備の整備の検討等、適切に対応し、円滑な実施を図れるよう推進します。

また、個人情報に配慮しつつ、学校・家庭・児童クラブ・放課後子ども教室が相互に連携して情報共有できる体制の確保に努め、必要に応じて専門機関と連携するなど、より丁寧な対応を図ります。

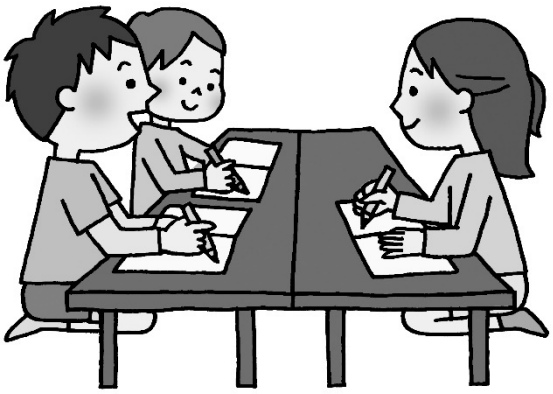

第７章　計画の推進・点検体制について

本計画を進めるためには、行政、家庭、保育施設、学校、地域、職場（企業）などが共通認識のもと、互いに連携して取り組んでいくことが重要です。
そのため、それぞれの立場において、自主的な活動を繰り広げるため、計画の理念や計画目標の達成に向け、下記の点に留意しながら取組を進めます。

１．住民参画の推進

本計画の施策を進めていくためには、現に子育てに関わっている住民や子育て家庭だけではなく、吉野ヶ里町全体が、こどもの視点に立った子育て支援や、乳幼児期から思春期を見通した子育ての重要性を認識し、積極的な関わりをもつ住民参画体制構築に向け、以下の事項に留意した展開を図っていきます。

●この計画を住民に公表し、周知・啓発を図っていきます。
●保育施設、学校等のこどもに関わる機関や職場（企業）等の関係する諸機関の積極的な取組を働きかけます。
●町政への提言等の公聴活動を通じて、住民の意見把握に努め、住民との意見の疎通を図ります。

２．地域組織との連携強化

こどもたちが育っていく地域の社会環境はこどもたちが日々充実し、健全な生活を営んでいく上での重要な役割を担っていると考えます。こうした健全な地域社会の形成に向け、以下の事項について取り組みます。

●民生委員児童委員、主任児童委員等との連携・協力
●地域の子育てボランティアや子ども会やＰＴＡといった地域組織の自主的な活動の促進と連携・協力
●地域住民が相互に支え合う「地域で子育ての町づくり」を推進

３．行政各部門との連携

本行動計画は、こどもの権利、こどもの成長、子育て支援、家庭・地域・学校等の連携、こども・若者支援による健全な地域整備を進める総合的な計画です。

こうした考え方に基づき以下の事項に配慮して、具体的な項目の推進を図ります。

●関連計画との整合性を図り、全庁的な計画推進体制の構築
●国、県、保健福祉事務所、児童相談所等関係機関との連携のさらなる強化

４．計画の点検体制

本町においては、全庁的に計画の実施状況を一括して把握・点検を行ます。
また、今後「子ども子育て会議」等により、事業の適正化や実施状況について検証を加えていけるような機構づくりに努めます。

さらに、各年度の実施状況や計画の変更・見直しについて、ホームページに子育てサイトを掲載するなど、住民にわかりやすい周知策を図ります。

資料編

１．吉野ヶ里町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 18 日

吉野ヶ里町条例第 20 号

（設置）

第１条　本町に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、吉野ヶ里町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策について町長の諮問に応じ調査審議する。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員 13 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

（１）　関係団体から推薦を受けた者

（２）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（３）　子どもの保護者

（４）　公募による町民

（５）　識見を有する者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　子ども・子育て会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を求めること又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　子ども・子育て会議の庶務は、こども・保健課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日以後、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、平成 27 年３月 31 日までとする。

（吉野ヶ里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　吉野ヶ里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年吉野ヶ里町条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

２．吉野ヶ里町子ども・子育て会議委員名簿

No		団体・機関名	氏　名	備考
1	関係団体から推薦を受けた者	母子保健推進委員	向　井　三千代	
2	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	ｽｸﾙﾄﾞｴﾝｼﾞｪﾙ保育園	土　井　輝　美	
3		くるみこども園	牛　島　周　次	
4		吉野ヶ里こども園	山　﨑　立　哉	
5		吉野ヶ里保育園	古　川　　真	
6		三田川幼稚園	久　保　淳　一	
7		認定こども園きらり	牛　島　健　裕	
8		東脊振幼稚園	多　良　美保子	
9		放課後児童クラブ	田　中　康　博	
10		三田川児童館	直　鳥　信　明	副会長
11	子どもの保護者	東脊振幼稚園 PTA	宮　崎　康　彦	
12	公募による町民		長谷川　純　恵	
13	識見を有する者	佐賀女子短期大学	池　上　奈　摘	会長

3．策定経過

開催日時	策定事項	内容
令和 6 年 1 月 9 日	令和 5 年度 吉野ヶ里町子ども・子育て会議	こども計画策定の趣旨について アンケート調査票案について
令和 6 年 2 月 7 日 ～2 月 26 日	子ども子育て支援に関するアンケート調査（WEB 調査）	就学前児童保護者
令和 6 年 2 月 7 日 ～3 月 31 日		小学生保護者
令和 6 年 2 月 7 日 ～2 月 26 日	こどもの生活実態調査 （学校配布回収）	小学 5 年生・中学 2 年生
		小学 5 年生・中学 2 年生の保護者
令和 6 年 2 月 8 日 ～2 月 26 日	こども・若者の実態・意識に関するアンケート調査	16～29 歳（無作為）
令和 6 年 7 月 10 日 ～7 月 21 日	吉野ヶ里町こどもアンケート （こどもの意見聴取）	町内すべての小学 5 年生～中学 3 年生
令和 6 年 9 月 25 日	令和 6 年度　第 1 回 吉野ヶ里町子ども・子育て会議	吉野ヶ里町こども計画（骨子案）について
令和 6 年 12 月 23 日	令和 6 年度　第 2 回 吉野ヶ里町子ども・子育て会議	吉野ヶ里町こども計画（素案）について
令和 7 年 1 月 16 日 ～1 月 30 日	パブリックコメント	吉野ケ里町ホームページにて公開
令和 7 年 2 月 27 日	令和 6 年度　第 3 回 吉野ヶ里町子ども・子育て会議	パブリックコメントの報告

吉野ヶ里町こども計画

発行年月：令和７年３月
発行：吉野ケ里町こども・保健課
〒842-0104 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津775（きらら館内）
TEL：（0952）51-1618
FAX：（0952）52-8621
Eメール：kirarakan@town.yoshinogari.lg.jp
URL：https://www.town.yoshinogari.lg.jp

こどもから　おとなまで　たのしい未来　吉野ヶ里

吉野ヶ里町

こども計画

YOSHINOGARI-TOWN